

平成28年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成28年3月9日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務 係 長 細田 浩子

説明のため出席した者

企画振興部長 松尾 義行  
(企画課)

課 長 久保平 敏弘 係 長 山口 聡一朗  
(地域政策課)

課 長 大津 鉄治 課長補佐 和田 弘  
(情報管理課)

課 長 谷本 清 課長補佐 大山 康彦

建設部長 森 浩平  
(農林水産課)

課 長 中嶋 敏純 係 長 畑中 隆徳  
係 長 山本 公司

(管理課)

課 長 濱 伸二 課長補佐 日名子 達也  
係 長 前田 将範

(都市整備課)

課 長 松邨 清茂 課長補佐 山口 新吾  
係 長 藤崎 隆行 係 長 永石 大祐

主 任 山 口 和 樹                      主 任 伊 藤                      央

教 育 次 長    帶 田    由 寿  
(教育総務課)

課            長    青 田    浩 二                      係            長    和 田    久 美 子

係            長    金 子    寛 之

(生涯学習課)

課            長    栗 山    浩 二                      係            長    渡 辺    房 子

係            長    木 須    美 樹

(スポーツ振興課)

課            長    山 口                      係            長    北 野    靖 之

生 活 福 祉 部 長    松 浦    篤 美  
(住民課)

課            長    西 平    隆 邦

(環境対策課)

課            長    木 島    英 利                      係            長    中 尾    盛 雄

係            長    森 内    秀 朋                      主            査    前 川    哲 郎

(福祉課)

課            長    村 田    ゆかり                      課 長 補 佐    木 須    紀 彦

係            長    山 本    洋 佑                      係            長    原                      雅 美

係            長    江 口    美 和 子

(健康保険課)

課            長    森 川    寛 子                      課 長 補 佐    志 田    純 子

課 長 補 佐    中 村    幸 子                      係            長    梶 尾    和 美

(介護保険課)

課            長    富 永    正 彦                      課 長 補 佐    細 田    愛 二

係            長    小 林    純 子                      係            長    日 高    拓 郎

係            長    田 中    廣 幸

本日の委員会に付した案件

議案第 13号 長与町部設置条例等の一部を改正する条例

開 会            9時27分

散 会            16時48分

## ○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、おはようございます。

定刻少し前でありましてけれども、定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開催いたします。

28年第1回定例会において、総務文教常任委員会に付託を受けました議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号の件を議題とします。

本日は、企画振興部所管からいきたいと思います。まず企画課から説明をお願いいたします。

久保平課長。

## ○企画課長（久保平敏弘君）

本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは27年度第4号補正予算の企画課分についてご説明申し上げます。

概要といたしまして、企画課分につきましては歳入が2万7,000円の減額、歳出は38万6,000円の減額となっております。その要因は、国際交流基金運用収入の確定によるもの、それと地域支え合いICTモデル事業の予算執行状況により減額によるものでございます。

それでは具体的に説明書に沿って、ご説明申し上げたいと思います。

説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金でございます。地域支え合いICTモデル事業補助金を5万9,000円減額するものでございます。当該補助金はICT普及員の経費を県と折半するものでございます。歳出において、後ほど触れさせていただきますが、ICT普及員の社会保険料11万9,000円を減額補正とするためにですね、歳入において、その半額を減額するものでございます。ICT普及員が後期高齢者医療の対象となられたということにより、結果的に不用となったものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金、下から2行目でございます。国際交流基金運用収入を3万2,000円増額し、補正後の金額を3万3,000円とするものでございます。27年度の利息額3万3,062円を当該費目にて受け入れるものでございます。歳入は以上でございます。

続きまして歳出、20ページ、21ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費8目企画費4節共済費でございます。社会保険料の全額11万9,000円を減額するものでございます。先ほど触れましたとおり、ICT普及員の社会保険料全額が不用になったものでございます。

12節役務費は、インターネット接続料を30万円減額いたしております。これは予算の執行状況によるものでございます。

続きまして25節積立金は、国際交流基金積立金3万3,000円を増額し、補正後の金額を3万4,000円とするものでございます。これも先ほど触れましたとおり、利息額が確定したことによる補正でございます。企画課は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

まず歳入の方でありますけれども、10ページ、11ページ、14款2項1目1節5万9,000円の減額補正となっております。ここで、質問ありませんか。本会議でも、質疑あっておりましたので、ご承知だと思います。

では次にいきます。次、14、15ページ、15款1項1目1節の利子、国際交流基金運用収入3万2,000円、預金利子を計上しております。いいですね。

次、歳出いきます。

歳出は2款1項8目の4節、12節、25節、これは先ほどの歳入のルートも関連がありましたけれども、この3節の補正があります。ここで何かご質問ありませんか。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

歳入、歳出を合わせて全体的に何かありましたらどうぞ。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

どこの項目ってわけじゃないんですけども、ICT関係で、ちょっとお尋ねしますけれども。本会議場でも一般質問の中で出てきたんですけども、ICTの今機械を設置されてると思うんですよね。その撤去への流れっていうのは、年度末まで事業自体はされるのかと思うんですけども、そのところちょっともう少し詳しく教えていただきませんか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山口係長。

**○企画係長（山口総一郎君）**

撤去に関しましては3月に入りまして、順次撤去の方開始いたしております。撤去した世帯につきましては、まずは見守り対象外の方から順番に回らせていただいております。見守りの方につきましては、月末の時点ですね、回らせていただきたいというふうに考えております。回った時点で、機器の撤去が完了した時点で、見守りに関しては終了ということで、進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

継続をして利用するというのもう不可能になるんですかね。例えば、今まで役場が

払ってたその、町が負担をしていたインターネット接続等ですよ、新たにそのまま活用される方とか、そういった方はいらっしゃるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○企画係長（山口総一郎君）

継続して利用する場合ですけれども、長与町アプリですね、長与チャンネルというアプリケーションございますけれども、そのアプリケーションに関しましては、3月末をもちまして終了いたします。これはサーバーの関係もございまして、元々のアプリケーションを動かすサーバーが動いていないものですから、動かすことはできないという状況です。インターネット契約はですね、独自にされる方もいらっしゃるんですけれども、その場合はですね、NTT光BOXがもともと持っているインターネット機能を使いまして、インターネットを使うことができます。

実際の話ですけれども、事業終了後ですね、端末の方をNTTより頂きまして、希望者に対しましては譲渡をしようというふうに考えております。今、希望者の方が38名いらっしゃいますので、譲渡いたしまして、希望者の方につきましてはですね、インターネットを使ったアプリケーション使ったりとかですね、インターネットに繋がらなくても、使えるアプリケーションございますので、そういったものは使っていただくような形で進めております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今、長与の独自アプリがありましたよね。この事業を始める時の説明として、そのアプリを広げていく他の所にも使えるような形でしたい、というようなことを委員会の中でちょっと聞いたんですよね。結局、今まで投資した、投入した分は全くもう使えない。

今後それをどういった形でか、例えば、当てはまるかどうか、今のいわゆるテレビの中でもdチャンネルですかね、dボタンって言うんですかね、ああいったのと、いわゆるケーブルメディア等と連動させて動かすとか、そういったもっと広い使い方というのはもうできない、あくまでもあのアプリはもうだめっていうか、もう使えないっていうことでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口係長。

○企画係長（山口総一郎君）

長与町チャンネルにつきましてはですね、長与町独自のものとして県が開発したものとなっております。県の予算として執行したものでございますけれども、長与チャンネルに関しては使えないというのが現状です。ただ、今後ですね、例えば壱岐市の方で、今、ICTモデル事業の方を進めておりますけれども、そういった部分にですね、県の方とい

たしましては、うちのアプリケーションの部分を転用したりとかしておりますので、県の方としては、一部を有効に使ってもらっているのかなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは、こちらで予算書と決算書と見ていけば分かることなんですけども、この事業に投入した総事業費、それと、半分が長与町負担でしょうから、そのところ最終的な合計金額を。最終が出るかはどうか、今のところでもいいですけども、合計金額を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

手元にごございます資料が総事業費と県の折半分をという形で整理をされておきませず長与町が純粋に一財を投入した金額というものがございます。

25年度は44万292円。26年度が291万7,690円。27年度は、これまだ見込みでございしますが、290万円程度です。これを合わせますと、625万7,982円の一財の投入ということになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

委員にお尋ねします。今、メモできましたか。他にありませんか。

はい、じゃあ、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これから、引き続き、地域政策課を行います。しばらくお待ちください。

それでは、地域政策課所管分を行います。説明を求めます。

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

それでは、おはようございます。早速、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、実績に伴うものを計上させていただいております。説明書に基づきまして、ご説明いたします。

説明書の12、13ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金のうち、ふるさとづくり基金運用収入でございします。基金の利子分10万2,000円を補正するものでございします。

次に、14、15ページでございします。16款1項寄附金8目ふるさと長与応援寄附金、この中の8万円、4件の8万円が地域政策課分でございします。

以上が歳入でございします。

続きまして歳出、20、21ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費10目地域振興費25節積立金でございします。18万3,000円で、基金利子に寄附金

を加え、積み立てることといたしております。

次に28、29ページでございます。7款商工費1項商工費1目商工振興費19節負担金補助及び交付金で、これにつきましては実績に伴う減額でございます。

以上が今回地域政策課でお願いしておりますものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、歳入の部ですが、12、13ページの1番末尾のふるさとづくり基金運用収入10万2,000円、ここはいいですか。

次に、14、15ページの16款1項8目のふるさと応援寄附金、28万円のうち、4件の8万円が地域政策課所管分ということです。よろしいですか。

次に、歳出にいきます。20、21ページ、2款1項10目25節、歳入とも関係ありますけれども、基金の積立金18万3,000円。それから、28、29、7款1項1目19節341万3,000円の減額補正、実績による減額補正という説明がありました。以上が歳入、歳出の地域政策課所管分です。質問ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

29ページのところで、この商工費の減額補正についてなんですけれども、それぞれの補助金ですね、の減額ということで、これは例年と比較と言いますか、例年並みのことなのか、それとも地域経済のなかなか活性化しないようなことによる要因なのか。そのあたりを地域政策課として、何か見解なり分析なりお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

大津理事。

**○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）**

この金額についてはですね、若干その年、その年で融資額とか、件数変わってまいります。それからもう1点は、これ利子補給等につきましてもですね、年々その融資残高っていうものが減少をしてまいりますので、その年々で、融資が多い年は減額が少ない。あるいは融資額が少ない時には、減額が多くなるということで、その年々によって違ってまいります。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。他にありませんか。総体的にいいですか。

では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次は情報管理課を行います。

それでは、情報管理課所管の説明をお願いいたします。

谷本課長。

○情報管理課長（谷本清君）

情報管理課分について、ご説明をいたします。

補正予算第4号に関する説明書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費の2款総務費1項総務管理費、事業名、申しわけありません。訂正いたします。補正予算書第4号に関する予算書の6ページをお開きください。第2款繰越明許費ですね、第2表繰越明許費の2款総務費1項総務管理費、事業名、地方公共団体セキュリティ強化対策事業、2,608万7,000円は、マイナンバー制度開始に伴い、ネットワーク強化を目的とする事業です。国の補正予算による事業のため、今年度予算で計上し、翌年度へ繰り越して事業を行うものです。

次に、9ページをお開きください。繰越明許費で説明いたしました地方公共団体セキュリティ強化対策事業に対する起債で1,760万円を計上しております。

続きまして、説明書の8ページ、9ページをお開きください。歳入の13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の社会保障税番号制度システム改修費補助金、346万2,000円でございます。これは、歳出の13節委託料及び19節負担金補助及び交付金に係る国庫補助金でございます。補助額が確定したことによる増です。既定予算で1,577万4,000円を計上しておりましたが、今回の補正予算で346万2,000円を計上させていただき、合計1,923万6,000円となります。

2段下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、繰越明許費で説明いたしました地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に対する補助金で、835万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

説明書の20、21ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、9目電子計算費、13節委託料の電算システム運用開発委託料でございます。573万9,000円は、今年度の委託契約確定による減額と、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費2,608万7,000円増額の相殺により、増額分を計上していただいております。裁断機保守料、マイナス17万8,000円は、契約確定による減額でございます。

14節使用料、賃借料の電子計算機及び周辺機器リース料でございます。マイナス564万9,000円は、当初予算で計上しておりました新基幹システム稼働に伴う自動交付機のサーバー切替に係るリース料の契約額確定及び業務用端末等の入替えの契約額確定に伴い減額。残額を減額計上するものです。裁断機リース料につきましても、契約額確定に伴い残額を減額計上するものです。

19節負担金補助及び交付金、マイナス95万円につきましては、社会保障税番号制度中間サーバープラットフォーム負担金の確定に伴い減額計上いたしております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。



**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、説明が終わりました。これから質疑行います。

まず、一般会計補正予算の4号の方、6ページの第2表繰越明許費で2款1項地方公共団体セキュリティ強化対策事業で2,608万7,000円。これについては、質疑ありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

数日前の確か新聞紙上で、このマイナンバー制度についての国の大元のシステムでなかなかこう不具合が解消しないというような、何かニュースが出ておったんですけれども。それが、また今後のこういったシステム改修等々に、町のね、そういったものに影響が出てくるものなのかどうかと、それから実際問題として町の今後の運営に影響が出てくるものなのか、このあたり何かつかんでいればお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

谷本課長。

**○情報管理課長（谷本清君）**

お答えいたします。現在、地方公共団体におけるマイナンバーカードの発行につきまして、システムの不具合により、ちょっと発行が止まるという状況が発生いたしております。一応国の方につきましても、これの解消に努めているところでございますが、実際、業務に支障があるかということに関しますと、住民課の交付業務に関して支障をきたしているところでございます。

それと、今回のセキュリティ強化対策につきまして、そちらとの関連で、影響があるかということでございますが、これに関しましては、当該事業を行うに当たりましては、影響はないものと考えております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

よろしいですか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

この前の新聞でも、なかなかその不具合の解消に手間取ってるということだったんですが、住民課の業務に支障が、ということですが、これは大体いつぐらいを、いつぐらいに解消できそうかというような、そういう国あたりからの情報というのはまだ来ないのか。もし分かればお願いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

谷本課長。

**○情報管理課長（谷本清君）**

明確にその時期というのが、まだ明示されておらずで、ちょっとあの、時期については不明でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

それでは、もう1つが予算書の9ページ、地方債の補正の追加分ですね。これもセキュリティ関係ですけれども、1,760万起債を計画がされております。いいですか。それでは、次に予算に関する説明書8ページ9ページ、これの中ほどのちょっと下に13款2項1目1節で、社会保障税番号システム改修費補助金、それから、その下の下、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、この2つが情報管理課所管だということ。これについて、質疑ありませんか。

それでは、次に、歳出にいきます。

これは、20、21ページの2款1項9目13節、14節、19節が情報管理課所管です。それぞれ、確定等により補正がなされております。質疑ありませんか。

それでは、予算書、それから説明書、歳入、歳出、総括的に何かご質問があれば、お願いいたします。

では、質疑なしと認めます。

これで、情報管理課所管を終わります。

場内の時計で10時10分まで休憩をいたします。

（休憩 9時59分～10時9分）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩前に引き続き、委員会審査を再開いたします。

これから農林水産課所管を行います。議案の説明を求めます。

中嶋農林水産課長。

**○農林水産課長（中嶋敏純君）**

おはようございます。それでは、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号、農林水産課所管分につきましてご説明をいたします。早速ですが、事項別明細書により説明をいたします。

歳入の10、11ページをお開きください。14款県支出金、1項3目農林水産業費負担金、1節中山間地域直接支払交付金の358万円の減額でございますが、これは平成22年度から平成26年度までの3期対策が終了いたしまして、平成27年度より新たに4期対策として、事業の取り組みを行うに当たりまして、参加する農業者と協定を結ぶ協定の用地面積が減少したことによりまして、事業費の減額に伴います国県補助金分の減額でございます。

続きまして、このページの1番下の方でございますけれども、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の中山間地域直接支払市町村推進事業費補助金の5万4,000円の減額でございますけれども、これは要望額45万円に対しまして、内示額が不足をしたことによりまして減額でございます。

次に、輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費補助金の57万円の減額につきまし

ては、マルチ被覆資材や巻き上げ資材について補助を行う事業でございますけれども、事業費の確定によります県補助金の減額でございます。

次に、12、13ページをお開き願います。1番上でございますけれども、長崎鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の174万9,000円の減額でございますが、これにつきましても、要望額598万円に対しまして、内示額が不足いたしました関係で、県補助金の減額を行うものでございます。

次に農地集積・集約化対策事業機構集積協力金の20万円の減額でございますけれども、農地中間管理事業の農地集約・集積に取り込む事案が発生しなかったによりまして減額を行うものでございます。

次に、3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金の1万5,000円でございますけれども、これは市町村権限移譲等交付金の確定分でございます。

以上が歳入でございます。

歳出でございますが、28、29ページをお開きください。6款農林水産業費、1項2目農業総務費の説明欄でございます財源組替を先ほど、歳入で申し上げました市町村権限移譲等交付金の確定に伴います財源組替でございます。

次に、3目農業振興費、19節負担金補助金及び交付金の施設園芸育成対策事業補助金でございますが、63万7,000円の減額でございます。これはですね、建設予定をされておりました農業者の方が2名おられましたけれども、その為に予算を確保しておったんですが、ハウス建設を断念をされたことによります減額でございます。

次に、輝くながさき園芸産地計画推進事業費補助金の91万4,000円の減額は、歳入でもご説明をいたしましたとおり、事業費の確定に伴います減額ございまして、県及び町の補助金を合わせた減額分でございます。

その下でございます、ながさき鳥獣被害防止対策事業費補助金、それからその下の農地集積・集約化対策事業機構集積協力金は歳入でもご説明したとおりでございます。

1番下でございます中山間地域直接支払交付金の537万円の減額でございますが、これは、平成27年度より新たに4期対策として、取り組みを行うに当たりまして、農家と協定を結ぶ農地面積が減少したことによります事業費の減額ございまして、国、県、町補助金分合わせた分の減額でございます。以上が農林水産課所管分でございます。

どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず歳入の部分ですが、10、11ページ、14款1項3目の1節の農業負担金、358万円の減額補正となっております。農家数、それから面積の減に伴う、これは後でもまた出てきますけれども、そういう説明でよろしいですか。

それから1番下の14款2項4目1節の257万3,000円の減額補正。次に、12、13ページの1番上、14款2項4目1節鳥獣被害関係の補助金と、その下の農地

集積・集約化の補助金。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと理解を深めるためと言いますか確認ですが、13ページで鳥獣被害対策の補助金について、先ほど、町として要望していた額に比べて、県の方の内示がそれに至らなかったというような説明だと思んですが、例えばワイヤーメッシュとか、箱罾とか何かそういったものを、これだけ設置したいと町は要望していたが、県からいやこれだけしかというようなことだったのか。それはもし分かれば、どういう理由で、その内示が少なかったのか、分かれば教えていただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

予算の方で申し上げますとですね、要望額が598万円を要望いたしたわけですが、内示に至ってはですね、423万1,000円ということで、174万9,000円という形で、内示が不足したという形になっております。これはですね、県下ですね、長崎県の方でも、予算を確保させていただいておりますけど、県下で結局こういうふうな取り組みをされるところがですね、各市町の増加に伴ってですね、結局そういうことで均等にと言いますか、そういうことで、減額っていう形になってると思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

つまりその、長与町だけじゃなくて県下全体的にそういう猪とかその他いろんな被害があつて、各市町村からそういったものの要望があまりにも多くて、県として持ってた予算では不足、足りないということで全体的に抑えられたと、そういう理解でよろしいでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

はい、議員さんご指摘のとおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次の14款3項4目1節の農業費委託金、1万5,000円。

いいですね。

では、歳出行きます。歳出は、先ほどの歳入との関係もありましたけれども、1番上の28、29ページの1番上ですね。6款1項2目、これが財源組替がなされております。それから、3目19節が887万円の減額。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

施設園芸育成対策事業補助金の減額についてなんですが、元々その2名の方がやってみたいということで手を挙げてらっしゃったということで、それで予算を組んでたと思うんですね。今の説明ですと、ハウスを断念されたということで、もう少し詳しく、どういった品目をやろうというふうにされていたのか、それと、どういった理由で断念に至ったのかですね、このあたりをお聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

農業者2名の方はですね、施設園芸ということで野菜の方ですね、計画をされる予定であったようでございます。中止をされた理由はですね、一般質問の時にも、ご説明をしたんですけども、あの大雪に伴います被害がですね、あったと思いますけど、私、3名の方ってハウスっていうご説明したと思いますけども、そのうち2名の方がですね、重複してましてですね、ちょうどその方達が雪の倒壊が無ければ、多分建設をされてたと。そういう片づけとかですね、倒壊されたことに伴いまして、その片づけとか、そういうようなビニールの張り替えとかっていう作業が重なり合うという形で、今年はちょっと、そちらの方を重点的にやりたいということで、また次年度以降の計画をされてるということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと農業問題、私もよく分からないんですが、この前的大雪の後に、国の方としていろいろ、特に長崎県のこの例外といいますか、雪の件であったということで、1つは簡易型のハウスなんかについての補助なんかを今後、検討していきたいというような話もあっているようなね、国で。だから、そういったものの補助も今後つきますよというような、何かそういう説明等々をして、ぜひ今後も繋げていくってというような方向にならなかったものなのかどうか、そのあたりはいかががでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

そういうその国の対策事業ってというのが倒壊したすぐにはですね、そういうのがなくて、新たに今月の1日だったと思うんですけども、初めてその国の方からの説明がありまして、担当者の方が出向いてですね、そういう研修を受けてきたところでですね、やっております、今からですね、そういう形でその採択の取りまとめとかですね、そういうところが始まるんじゃないかということで思っております。

### ○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

それでは、歳出についてはこれで終わります。

歳入歳出あわせて、総括的に何か質疑があればどうぞ。よろしいですか。

では、質疑なしと認めます。

これで、農林水産課所管を終わります。

次が、管理課所管を行います。

しばらくお待ちください。

それでは、管理課所管をただいまから行います。議案の説明を求めます。

濱課長。

### ○管理課長（濱伸二君）

おはようございます。管理課所管分につきまして、ご説明いたします。長与町一般会計補正予算、予算書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、道路橋長寿命化による安全性の確保事業、金額2,220万円。理由といたしまして、榎の鼻橋橋梁補修工事におきまして、橋梁補修工事が地域的に集中したことにより、支取替に使用する油圧ジャッキが入手困難となったため、繰越を行うものであります。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明いたします。8、9ページをお開きください。13款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は、280万7,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、3つの補助金とも交付決定による減額補正でございます。

続きまして、10、11ページをお開き下さい。4節住宅費補助金は、266万1,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、住宅・建築物アスベスト改修補助金及び住宅・建築物耐震改修事業補助金につきましては、申請者がなく実績に伴い140万1,000円の減額補正になり、公営住宅等ストック総合改善事業補助金につきましては、調査設計業務を補助対象外とすることによる、126万円の減額補正でございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。14款2項6目土木費県補助金1節住宅費補助金は、177万5,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、長崎県建築物耐震化事業補助金及び長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金につきましても、申請者がなく、実績に伴い74万円の減額補正となり、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業補助金につきましては、16件の申請があり、実績に伴い103万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、3項6目土木費委託金2節港湾費委託金は、市町村権限移譲等交付金の港湾分で、109万6,000円の増額補正でございます。

次に歳出ですが、28、29ページをお開きください。8款1項1目土木総務費は、

先ほどの市町村権限移譲に伴う、財源組替でございます。2項2目道路維持費13節委託料につきましては、法面の詳細設計が必要となったため、155万3,000円の増額補正を行い、15節の工事請負費につきましては、交付決定による479万4,000円の減額補正でございます。4目橋りょう維持費13節委託料につきましても、交付決定による214万6,000円の減額補正でございます。

30、31ページをお開きください。6項1目公営住宅管理費13節委託料につきましては、実績により189万4,000円の減額補正でございます。2目安全・安心住まいづくり支援事業13節委託料9万3,000円及び19節負担金補助及び交付金282万円の減額でございます。内訳でございますが、いずれも申請がなく、実績による減額補正でございます。

3目建築費7節賃金8万8,000円及び19節負担金補助及び交付金120万円の減額補正でございます。内訳でございますが、いずれも16件の申請がなく、実績による減額補正でございます。

以上が管理課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず予算書の6ページ、第2表繰越明許費の表の中の8款2項分、2,220万の繰越、ここではありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

この繰越明許費ですけれども、先ほどの説明で、榎の鼻の部分の油圧ジャッキが、入手が困難かなにかでちょっと遅れるということですから、その油圧ジャッキが確保できるめどがどうなのかということと、それから工期そのものがどういうふうに影響してくるものなのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

前田係長。

**○管理課係長（前田将範君）**

橋梁長寿命化に伴う安全性確保事業の繰越の件につきまして説明させていただきます。

まず、橋梁の支承の取替えに伴って、必要となる油圧ジャッキのですね、資材の確保が困難ということで、繰越になったんですけれども、この油圧ジャッキというのが、26年度から橋梁の長寿命化のですね、工事が全国的に進みまして、それに伴いまして橋梁の補修工事が集中してきている状態となります。それに伴いまして、油圧ジャッキの在庫がですね、不足したことによる、繰越しになるんですけれども。

補修のメドにつきましては、何ですかね、大体3月末までにはですね、他の工事のですね、が完了してきますもので、それに伴って4月以降からですね、油圧ジャッキの在庫がこちらの工事の方に回ってくるということになっております。それに伴いまして、

工期もですね、当初2か月程度で支承の取替えを行う算段だったんですけども、入手困難の2か月分ですね、3か月分です、3か月分が繰越しになりまして、大体6月の30日までの工期延長を申請するものです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

榎の鼻の、これ多分既存の橋ですよ。今作ってるんじゃないかと、おっしゃるように国の方が音頭をとって、全国的にまず15メートル以上、そしてそのあとそれ以外をというように、全国的にやってるものですから、今ちょっとお話を聞くと、聞いた中でもですよ、今回だけじゃなくて、今後こういうのが起こるんじゃないかという、非常に気がするんですが、ここで質疑するのもおかしいかもしれませんが、今後もまだいろいろこの手の工事というのはあるわけで、そのあたりのまた、こういう油圧ジャッキの確保でもう四苦八苦するというのがしばらく続くような気がするんですがそういう心配はないものかどうか。このあたり状況がもし分かればお伺いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

委員さんおっしゃられるとおりで今後もそういう状況が続くと見込まれます。それで28年度の発注におきましては、早目に発注して、その確保を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは契約は終わってないんですかね、ちょっとそこんところ確認したいんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○管理課係長（前田将範君）

はい、契約につきましては、12月に契約は終わっておりまして、工期を3月いっぱいまでとして発注はしております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

となると、この契約変更は、向こうの都合による契約変更っていう理解になるんですかね。その油圧ジャッキの確保っていうのまで含めた上での当初の契約じゃなかったか



と思うんですね。だから当然、ここで工期の遅れることによる、何らかのペナルティがかかってくるのかなって思うんですけども、そこのところ確認したいんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○管理課係長（前田将範君）

基本的にペナルティっていうものはですね、なく、あくまでですね、そういった資材の地域的な問題ですので、ペナルティはないっていう形で、進めていっていきたくて思っています。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱伸二君）

あくまでも業者の不手際による工期延長という形では今回はありませんので、そこら辺、社会情勢がそういう形で動いてるといってそこら辺も加味したところで、罰則は設けないように考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

説明書に移ります。まず歳入の部ですけれども、8ページ、9ページをお開きください。1番末尾の13款2項4目1節の道路橋りょう費補助金280万7,000円の減額補正。いいですか。

次に10ページ、11ページ、13款2項4目4節住宅費補助金266万1,000円の減額補正。それぞれ申請がなかったと、他の等の理由のようでしたけれども。よろしいですか。

次のページ、12、13ページ、14款2項6目1節住宅費補助金177万5,000円の減額補正。これも申請がなかった、リフォームは16件あったという説明がありました。これはよろしいですか。

次に14款3項6目2節の港湾費委託金、109万6,000円の増額補正、いいですか。

次に歳出行きます。28、29ページ、8款1項1目、これは国県支出金が出たために一般財源から減額ということで、財源組替がなされております。

それから、その下の8款2項2目道路維持費、13節、15節。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

29ページの13委託料で測量設計委託料でお伺いします。法面の詳細設計が必要になったというご説明でしたが、これはどこの部分の法面になるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

濱課長。

○管理課長（濱仲二君）

浜崎の北部法面、今継続して行ってる事業の、あそこの法面になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

継続して行っている状況で、新たに詳細設計が必要になったというのがどういうことを意味するのか、もう少し分かりやすくご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

前田係長。

○管理課係長（前田将範君）

まずこの浜崎の法面の補修計画を立てる際ですね、調査設計につきましては、あくまで概略設計となっております。目視ですね、概観目視だったり、そういったところで設計をして、大体の計画予算を立てておるところでございました。その後、設計に移る際は、その整備する現場を、詳細点検とあと設計の方ですね、進めていくという、そういう形で通年進めているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次、いきます。

30、31ページ、8款6項住宅費関連全てが減額補正がなされております。ここで何かありましたらどうぞ。

19節は申請がないということで減額という説明がありました。よろしいですか。

それでは、予算書それから歳入歳出あわせて、総括的に何か質疑ありましたらどうぞ。質疑ありませんか。

では、質疑なしと認めます。

これで管理課所管を終わります。

次は都市整備課を行います。しばらくお待ちください。いいですか。

それでは、次に都市整備課所管を行います。議案の説明を求めます。

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

それでは平成27年度長与町一般会計補正予算4号の都市整備課所管分についてご説明を申し上げます。補正予算に関する説明書にてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。8款5項都市計画費、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金1億9,388万6,000円、西高田線街路事業1億2,462万円につきましては、町道側水道管移設工事の遅れが生じたため、町道側橋台及び上部工の作成に遅れが生じたためでございます。

8ページをお開き願います。地方債補正でございます。土地区画整理事業の補正後の限度額1億9,200万につきましては、国費の内示減によるものでございます。街路

事業の補正後の限度額1億1,060万につきましては、国費の内示減によるものでございます。上から3つ目です。街路事業の補正後の限度額1億1,060万につきましては、これも、国費の内示減によるものでございます。それと市街地整備総合交付金事業の補正後の限度額、3,250万につきましては、公有財産の購入及び測量試験費の額が確定しましたので、その金額に合わせて減額するものでございます。1番下の欄でございます。公共土木施設災害復旧事業の補正後の限度額340万円につきましては、工事費の額が確定しましたので、減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細によりご説明を申し上げます。初めに歳入からご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。中段目ぐらいですね、13款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金、740万円の減額でございます。これは災害復旧費の工事減額に伴うものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。1番上段です。13款2項4目2節都市計画費補助金1億3,774万3,000円の減額でございます。これは西高田線街路事業における国庫補助金の内示減に伴うものでございます。同じく、3節の市街地整備総合交付金200万円の減額でございます。これは百合野児童公園用地取得に伴うものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。20款1項1目1節、都市計画事業債2億680万の減額でございます。これは、高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線の国庫補助金の内示減によるものと、県で施工している吉無田三根線の県単独事業の減額によるものでございます。同じく、2節市街地整備総合交付金事業債530万円の減額でございます。これも、百合野児童公園用地購入費の減に伴うものでございます。

次に、20款1項5目1節公共土木施設災害復旧事業債360万円の減額でございます。これは、災害復旧工事費の減額に伴うものでございます。

引き続き、歳出でございます。26ページ、27ページをお開き願います。下の方ですね、4款3項1目19節負担金補助及び交付金2,362万1,000円の減額でございますが、これは、高田南土地区画整理事業地内の増額でございます。これは高田南土地区画整理事業地内、浦上水源地付近において、長崎市が施工する污水管布設工事において、町が長崎市へ負担金を支払うものでございます。すいません、下水道施設事業費負担金。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。8款5項1目13節委託料400万円の減額でございます。これは平成27年度に予定をしていました、西高田線の都市計画決定認可変更を平成28年度に行うため減額しております。理由といたしましては、西高田線、高田の踏切がございますけれども、ここのJRとの協議を進めております。その分のJRの回答がちょっと遅れていますので、次年度に伸ばしたというところでございます。8款5項2目17節公有財産購入費、3,590万円でございます。これは

高田南土地区画整理事業地内にある、西彼中央土地開発公社所有の用地購入費でございます。同じく、28節繰出金、1億1,392万3,000円の減額でございます。これは高田南土地区画整理事業の国庫補助金の内示減によるものでございます。8款5項4目13節委託料350万円は西高田線橋梁建設に伴う町道側物件調査を予定しております。同じく15節工事請負費、2億532万5,000円の減額でございますが、国庫補助金の内示減によるものでございます。同じく17節公有財産購入費570万9,000円の減額でございますが、これも国庫補助金の内示減によるものでございます。同じく19節負担金、補てん及び賠償金、273万8,000円でございますが、県で施工している吉無田三根線の国庫補助事業の増額変更に伴うものでございます。同じく、22節補償補てん及び賠償金4,570万9,000円の減額でございますが、都市計画道路西高田線の国庫補助金の内示減に伴うものでございます。8款5項5目13節委託料、246万2,000円の減額でございますが、これは先ほど申しました百合野児童公園の面的整備に係る設計委託料の減額に伴うものでございます。同じく17節公有財産購入費543万円の減額でございます。これが先ほど申しました百合野児童公園の用地購入に伴う購入費の減額に伴うものでございます。

続きまして、34、35ページをお開き願います。11款2項1目13節委託料、160万円の減額でございますが、災害復旧工事費設計委託料の減に伴うものでございます。同じく15節工事請負費、1,100万円の減額でございますが、3件災害復旧がありまして、工事がありましてそのうち2件は入札減によるものと、1件につきましては設計委託後に工法が明確となり、工事費の減額につながったものでございます。以上で都市整備課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、予算書の6ページ、第2表の繰越明許費関係でありますけれども、8款5項、都市計画費の長与町土地区画整理事業特別会計繰出金が1億9,388万6,000円繰越しそれから西高田線の街路事業、1億2,462万の繰越し、説明ありました。いいですか。次に、8ページ、第4表地方債補正の変更であります。まず1番上の土地区画整理事業、地方債の限度額の減額ですね。1億9,200万。街路事業、1億1,060万に減、それから市街地整備総合交付金事業が3,250万。それから、1番下の公共土木施設災害復旧事業340万。いずれも、内示減あるいは確定減に伴う減額の調査の補正、よろしいですか。次に、説明書お開きください。まず歳入、8ページ、9ページ、ちょうど中ほどの13款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金、740万円の減額補正、工事の減ということだったと思います。よろしいですか。次に、10、11ページの1番上、2節の都市計画費補助金、1億3,774万3,000円の減額補正。市街地整備総合交付金、200万円の減額補正。百合野児童公園分ということでした。いいですか。次に、歳入の最後が16、17ページの20款町債、1項土木費、1節、2節、それから5目の災害復旧費の

1節公共土木施設災害復旧事業債360万円の減額。この3つが都市整備課所管だったと思います。ここで何かありませんか。

歳出いきます。歳出が、30ページ、31ページ、8款5項、ごめんなさい、26、27の1番下、4款3項1目19節で、下水道施設事業費負担金、2,362万1,000円の増額補正、よろしいですか。それでは30、31ページは先ほど言いました8款5項関係が、トータルで3億4,420万円の減額補正。内訳は31ページの節をご覧いただきたいと思います。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

この31ページの街路事業の19節ですね、都市計画道路地元負担金ですけれども、先ほどの説明で吉無田三根の変更分ということでしたけれども、以前お聞きした時に、吉無田三根線の道路拡幅工事、県ですね、工事にあとから小原の三差路の部分で、右折帯を延伸するのが追加になった云々という聞いた気がするんですが、その部分のことなのかそれとも別の部分なのか、ここをお聞かせいただきたい。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山口課長補佐。

**○都市整備課長補佐（山口新吾君）**

吉無田三根線ですけれども、吉無田三根線につきましてはですね、現在ニュータウンのですね、すぐ先から三根大橋付近までですね、事業を決定しております、延長が約730メートルございますけれども、そのうちですね、今回の県の方で、事業計画の変更したんですけれども、そのうちではですね、ちょっと地元のですね、要望等もございましたけれども、そこにグループホームですかね、のぞみの杜ですかね、あそこの入口がございましてけれども、あそこに新たにバス停を設置をしたいということで、バス停設置の分の用地とあと三根大橋ですね。三根大橋の部分に新たに歩道をつけるということで道路形態をより安全にしたいということで三根大橋のところに歩道を新たに設置をするということで、その部分で事業のですね、計画変更したいということで県の方から申し出がございましたので、その分で、今回新たに事業費の方が増えているということで、県の方からはお聞きをしております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

よろしいですか。他にありませんか。

金子議員。

**○委員（金子恵委員）**

用地購入費の件について、3,590万ということで、西高田線内、そして西彼土地開発公社での所有分ということなんですけれども、ちょっと予算のあり方についてちょっとよくわからない部分もあるので教えていただきたいんですけれども、これは当初の予算に入れ込んで、ここまで今年度は、工事が進むだろうからその時に、この予算を組

むという考え方ではなくて、ここまで進んだから用地を購入するという考え方なんです  
か。それとも、ちょっとどうなのでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今回の公有財産の購入費の件でございますけれども、工事が進むからここを買うとい  
うことでなくて、もう以前から土地開発公社の方で先行取得をしております。そこで、  
買い戻しをしていかないと長与町の名義に変えていきますので、財政的な予算の方の、  
余りじゃないんですけども、毎年これだけ買っていくっていう予算を持っているんで、  
その分をあてがった金額を今回、ここ三筆あるんですけどもね、ちょうどそこを買い  
戻したという形でございます。だから、工事のスピードに合わせてそこをするというこ  
とではない。先に、高田南で必要な所、どうしても買わないといけない所を先に先行取  
得をしますんで、そこを計画的に買い戻していくっていうのが今回は、この金額でこ  
の三筆が買い戻せたということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その買い戻すっていうのは分かるんですけども、それが買い戻すための予算って  
いうのがここにあったとしたら、その当初では入れ込めないっていうことですか。ちょ  
っとよく分からない。いいです。もう1回。だからその、買い戻すのは分かるんです  
けど、なぜその当初予算に組み込まれないかっていうところをもうちょっと詳しく知り  
たいんですけど。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

都市整備、土地開発公社で先行取得をします。で、うちの方が都市整備課で買い戻  
しをしているような形になるんですけども、あくまでも町有地なんですね。当初の予算  
からその金額を確保されとけば当然、当初予算で組むことは可能なんですけども、年  
度その年を過ぎていかないといくら買い戻せるかっていうのがはっきり財政の方から  
うちの方に連絡が来ないんです。だから、今年度、この金額、内容は財政的な話なん  
でちょっとよくわからないんですけども、この金額で見合う土地、まだたくさん用地  
先行取得しているところもあるんですよ。その分を今年度はこの予算で買い戻しを  
していく所があてがわれた所が、その今回3,590万という形になっただけござい  
まして、今、金子委員さんが言われるとおり、当初から分かっていたら私達も当初  
で予算は組んでいるんですけども、その最初のスタートの金額は、その年度過ぎて  
いって他の課の補正とかいろいろございますね。その中で、その買い戻す金額が  
新たに分かつ

て今回このような形になったのではないかなと思ってます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。公社が取得していた分の高田南区画整理地内を買い戻したということですね。他にありませんか。

それぞれ増額補正分は大体今質問が出てきたと思います。他にありませんか。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

質問がないようですので。これ、もとの地方債のことにも関係するんですけども、地方債も内示の減によってですね、補正減でしてるんですが、この工事関係にしてもね、街路事業等にしても区画整理にしましても、繰出金をそのマイナスしなきゃいけないとか街路事業の2億も減にしなきゃいかん。それはそれで内示減ですから、やむを得ないというふうに思うんですけども、それでその内示減だけで諦めてですね、しょうがないからねということではですね、計画がうまくいかないということにつながると思うんですね。だから、今年の内示減についてどう対応ですね、今後していこうとするのか。そのあたりを、内示は内示で、先ほど言いますように、やむを得ないからのしょうがないじゃないということではなくして、どうする対応していくのかというふうなことをお聞きをしておきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

松邨課長。

**○都市整備課長（松邨清茂君）**

今の件につきましては、岩永委員さんが言われるとおりでございます。国の補助金が減額されました。それであって、ここに地方債というのはその分の裏付けの、裏負担分なんで、それが仮に補助金が落ちました。そこでその当初予定していた事業を、遂行するためには、そこに一財を持ってこなくてははいけない。純単独費を、そこで純単独を持ってくる財政的余力とかそういうのがあれば、ここで入れてしまえばその年度の事業というのは、確実に進むわけです。ただし、うちの場合は、補助金の額に従って補助裏をし、という形で事業が進んでくるんで、どうしても一般財源を単独で、ぼんとあてがうのはちょっと厳しいところで、今回こういった形になったかなとは思いますが、今後、この区画整理の方はですね、ちょっと工事のやり方等もいろいろ考慮しながら、要はもう経費を落としていつて何とかこう遂行できないかなっていうのも検討してるんですけども、どうしてもそこで、補助とは別にも単独費をつぎ込まなければいけないとかですね、保留地処分金っていうのが高田南持ってるんですけどもなかなか今、保留地ができる場所がない。だから、その単独費をあてがうところがございませんので、今・・・である補助金の裏負担ぐらいで今進んでるという状況でございます。2つ目の街路につきましては、西高田線の方は何とか28年度に、そこ一部新規区間は開通させようとしています。ここの分については結構、27年度の配分がもう本当に少なかった

んです。当初要望した金額よりも全国そうなんです。連続立体交差なんかもそうなんですけども、当初要望した1番補助金がつく連続立体交差でも50%しかついてないんです。その中でうちの方は35か36かそれぐらいしかついてないんです。これで終わらないんでという形で、今、国の方に要望して28年度は何とか完成させてもらいたい、っていう形で上げてますので、今回、この分で落とした分は28年度では配分はつけてもらうようには話はもうしてますんで、何とか事業が今のまま進んでいけばいいかなと思います。だから岩永委員さんが言われる通り、先ほど質問があったとおりでございます。そこに一財を投入すればその年度の事業を終わっていくという形でご理解していただければありがたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

一財をね、投入するのは馬鹿でもできるわけですから、お金があればいいわけですね。ところがそのそれがないので、できるだけ補助金を1円でも多く補助を受けて、これも言わないでも分かっておるとおりで、そして、それで、足りないものは起債を借りてですね、それで一財をできるだけ少なくしていく。有効に町民のためにですね、使っていくというのが行政の基本なんですね。だからそれはですね、忘れないように、一財でいければね、1番いいんですよ。課長が言いようにね。それは無理というのは、課長も知ってのとおりですから、できるだけ補助金を確保すると。ただ先ほど言ったように、内示が少なくなったのでしょうがないもんね、ということ言ったらだめなので、その後の対応はといたら、今28年度ですね、何とか対応したいということですから、私はそれはそれでよしとしたい。ところがですね、もう少しその、やっぱり動きを活発化しましてね、できるだけその補助金を得るような手だてをこれはもう町長以下ですね、もっと緊張感を持ってですね、特に理事者はですね、動きをするべきだというふうに思うんです。担当ではどうにもならないわけなので、そういうことも含めながらですね、できるだけ情報を得ながら、連携をとるところはとって、1円でも多く補助金を削減されたものについてはとっていくということで努力を更にしていただきたいと思います、部長、決意のほどを。

**○委員長（喜々津英世委員）**

森部長。

**○建設部長（森浩平君）**

委員さんがおっしゃるとおりでございますけど、今年度も結構、国の方には要望活動ということで町長も上京して何度か行っております。だから、来年度も28年度もそのような要望活動、県に要望を進めていくということで、町長も考えておられますので、何とか補助金を、満額とかはいかなくても、7割とか8割とかとれるような対策をとりたいたって思ってますけども、これは国が決めることでありますので、要望活動は頻繁に行



っていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

31ページですけれども、ちょっと、理解がしてないので教えたいというふうに思います。百合野の児童公園の面積の整備ですか、なんかというようなことをおっしゃったのですが、その設計委託料と用地購入費のマイナスは、その国庫補助金のマイナスの影響でそういうふうになってるんですか。ちょっとそこら辺分からないんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、ご質問の件でございます。30ページの8款5項5目公園施設管理費の13節委託料でございます。この分につきましては、すいません、17節を先にちょっと言わせてください。17節の方は、用地購入費でございますけれども、当初予定していた金額、予算ちょっと買取に来ますんで、ちょっと多めでこうしていくんですけども、その分で、その内数で終わったんで、その差額をここで計上してるという状態でございます。で、委託料でございますけれども、これ設計費で、予定してた金額、落ちた金額で契約できたので、この分を減額してるというだけでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。予定してた金額よりも安く仕上がったというところで減額。で、この国庫補助金のマイナス200万円の減額というのは、それはどういうふうな影響があったのか。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

先ほどの百合野児童公園の購入にあたっては、社会資本整備総合交付金の方で国の補助金で買うようにしてます。そこで、その分が安く購入できたんで、歳入の11ページの200万の減額がそれに伴って、補助金の額も自動的に下がってきますのでその分が要らなくなった金額。要は補助金は、もう要らないという金額が200万でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。委員長、交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

質疑はありませんか。

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

高田南の区画整理事業の絡みですけれども、相当、この前も本会議場での質疑の中でも、相当長期化してる。地権者に対して説明をすべきだとか、そういう話もあっておりました。私はちょっと違う視点からお尋ねをしたいのは、例えば、今遅れておる最終的に32年度末で総事業費が280億ぐらい、ちょっとそこをもう1回確認をさせてください。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、喜々津委員さんが言われるとおりでございます。事業は平成32年度でございまして、事業費につきましては、281億3,000万。事業を推進していこうという形が今、最新版でございまして。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的にその、この都市計画をすれば、区画整理事業すれば、今まで山林原野だった所が道路になったり、大多数は宅地になったりして、固定資産税とかそういった都市計画税も上がってくるわけですよね。そうすると、要するに、当初の現状の山林原野とか宅地とかあった時の区画整理区域内から上がってくる税収と、これが区画整理事業完成した時の税収、ここら辺を試算をしたということは今までないのかどうか、まずそこをお尋ねします。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今のご質問の件でございましてけれども、ちょっと今資料を持ち合わせてはいないんですが、私も過去都市計画課っていったところにおったんですけれども、向こうの出先の方にもいたんですけれども。そこで税収の比較というのはした記憶はちょっと今ございませんので、そのしたかどうかと言われるとちょっと、今あの回答としてはちょっと分からないという回答でございまして。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

なぜこういうこと言うかといえ、都市計画、区画整理事業、今どっちかといえばその事業がああいう形で遅れてしまつとる。長与町の財政にも相当負担をかけておると。やはりこれは、課長もこっちに変わってきた時にも、そういう工事の方法とか財源とか

ひっくるめて、やっぱり検討して早目に、完成をさせたいという意向であったわけですね。これが例えばここで、区画整理事業もし止めるとすれば、今度は長与町は多分、地権者から訴えられるということになってくるわけですよ。その区画整理事業に賛同しておった人たちから、逆にそれが中断されることによって不利益を被ったということのやっぱり訴訟が今度は出てくるという、私はそういう思いがあるんですが。そうすると、やはり、先ほど岩永委員も言われましたけれども、何かを削って、この一定の財源を一般財源を確保すると。いわゆる歳入の見直し、こういったものを内部として、そういう議論が今なされておるのかどうか、そこら辺についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今喜々津委員さんが言われてるとおり、このままでいけばいつ終わるか、事業費に対してもうそこを中断してしまえばっていうちょっとお話も出たんですけども、幾つか順序立てて話をしますと、事業は中断することはできない。なぜかといいますと、本会議でも町長の答弁であったとおり、飛換地というのが駅周辺、道ノ尾駅周辺から自分の土地はもう駅周辺にはあてがわれないので、その分は道の尾公園辺り、南東部の方に飛びますよ。浦上水源地の付近の方たちは、今、造成をしているところには宅地として入れないんで、ここに確保できないんで、その上の段の方に山、ちょっと中断の方に換地をすとか、そういった飛換地が、もうあってます。だから、今のあそこ、山全然手つけてないから、ここ中断すればっていうことにはならないんです。だから、中断することはできない。もう1点は、事業費の確保なんですけども、都市整備の中だけで単独費をかなり他の事業切り詰めて、高田南の方にやるっていうことはもう不可能なんです。もう事業費自体の額が違いますんで、都市整備課だけの話ではない。長与町の福祉部も全て含めたところの予算支出とかそういったところを抑えて、1番ネックになってる高田南に数年間は投入すとか、もうそういったことでないと自分の器の中の金額ではどうしようもない金額でございます。今、喜々津委員さん、岩永委員さんが言われるとおり、何とか補助金の確保はできんかな。確かに補助金の確保はもう高田南の場合に関しては、区画整理、宅地を造っているように見えるんですけども、道路網の整備なんです。区画整理っていうのは。その副産物として宅地ができ、緊急自動車を通れるように、火災の時に延焼を逃れるようにとか、そういった趣旨で区画整理というのはなされているんで、道路のメインなんです。補助金も、国土交通省が出す補助金も、道路がメインの補助金で、高田の場合は全てをもうあてがってもらってるんです。その以上に補助金、新たな補助金とかそういったのはちょっともう期待できない。あとは期待できるのは、うちが年度年度でする要望額の満額までつけばいいかなっていうところなんです。ところが、最近の災害とか、そういったところで、国土交通省、その街路とか市街地整備と

かそういったところに回ってくる補助金、国の方がいないんです。地方に配分が少なくなって、今も要望額の3割とか4割とかしかついてない状況でございます。ここを幾らうちだけ100%つけてくださいというのは、かなり難しい話。1つうちが考えることができるのが、補助金はちょっともう配分きつい。単費を持ち出すのもきつい、であれば事業費の額を落とすというのは可能性はありと思います。それも今、単年度工事ですけれども、そうじゃなくって3ヶ年4ヶ年、ここの榎の鼻を見ていただければ6年ぐらいで終わってます。だから、そうやって、山の切り方ですね、高田の場合、今から山を切っていこうとするんで、上から切っていくって、それを3ヶ年4ヶ年でガンと一段で切ってしまうえば、事業のスピードも上がりますし、1年1年で発注するところの経費とかいうのも、削減できると思います。だから、こういったところに、私たちは今、何とか事業費を少なくしようとしては努力はしてます。ただし、何年か3年間、4年間でまとまった金額の支出が伴いますんで、これも結構金額が多いんで、他の課のこともありますし、今ちょっと地団駄を踏んでいるところでございます。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

先ほどちょっとその評価をしたことはないのかという話をしましたけれども、私はやっぱりこの際、例えば現在の標準的な固定資産課税標準額とかいうのが、税務課で調べれば分かるはずですから、それが区画整理が完了して宅地となった時に、どの程度の税収が見込まれるのか、やっぱりこういったものもきちっと計算をした上で、私はやっぱり、議会にも説明をしてもらいたいなど。やっぱり理解を得ることが大事ですので、今もどちらかという区画整理事業が諸悪の根源みたいな格好になってますのでね、一方では、そういう民間の区画整理事業はどんどん進めて、あそこの場合は、榎の鼻と違って非常にやりにくい。住宅が建っていたとか、あるいは大きな個人の所有する土地があったとか、やりにくい部分があったとは理解してますけれども、やっぱり、これを進めるための手段として、そういう評価をしてみて、改めてやはりこの区画整理事業を完成させなければならんという一つのね、方向性を見出すためのそういったことを取り込むべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○副委員長（中村美穂委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今言われるとおり、当然山から出来上がってしまえば、山林の課税から宅地課税に変わりますので、かなりな額の固定資産税は入ってきます。そこに、住宅も建ちますので、住宅の固定資産税も入ってきます。だから、でき上がった後は固定資産税が入ってきて、町の財政的にはプラスになるんですけども、ここまで行く間の事業費っていうのを確保しなくてはいけない。だから、出来上がった後というのは税収的に潤ってくるかもしれ

ないんですけども、ここまでの間ができ上がるまでの一財をどうしようかっていう話なんで、当然、山林から宅地に変われば、税収上がって他のところで使える、歳出で使える。ところが今造ろうとしているこの期間のところで、今が一財の確保がなかなか財政的に難しいんで、今の状態にあってるのかなと思います。だから、今言われるとおり山林の課税と宅地の固定資産の比較は、簡単にできるとは思います。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次に、34、35ページの、1番、11款2項1目13節と15節、これが都市整備課所管でした。工事請負費が1,100万の減額ですが、3件のうち2件が入札減による減額ということだったろうと思います。いいですか。

はい、それでは、補正予算書それから説明書の歳入歳出、総括的に何か質疑ありましたらどうぞ。

質疑なしと認めます。これで、都市整備課所管を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩前に引き続き、委員会審査を再開いたします。

次に、教育委員会所管の教育総務課から審査を行いたいと思います。議案の説明を求めます。

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

長与町一般会計補正予算第4号、教育総務課所管分について説明いたします。予算書の8ページをお願いします。第4票地方債補正になります。5段目、小学校施設整備事業の限度額4,270万円を3,870万円に変更するものです。これは長与小学校体育館吊り天井撤去工事に係る額の確定による変更になっております。

続きまして、歳入について説明いたします。説明書の事項別明細書10ページ、11ページをお願いします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金になります。これも長与小学校体育館吊り天井撤去工事にかかる学校施設環境改善交付金の額の確定により60万6,000円を減額しております。

14ページ、15ページをお願いします。15款の財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、再就業の教育振興基金運用収入になります。教育振興基金の預金利息30万2,000円を増額しております。17款繰入金、2項基金繰入金、11目教育振興基金繰入金、1節教育振興基金繰入金、補正額159万円のうち、教育総務課所管分は40万5,000円を減額しております。これは第二中学校校舎、外壁改修工事設計業務委託料に充当するもので、額の確定によるものです。

16、17ページをお願いします。20款町債、1項町債、3目教育債、1節小学校施設整備事業債の小学校施設整備事業充当起債になります。先ほど地方債補正で説明いたしましたとおり、400万円を減額しております。続いて歳出になります。

32、33ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金のうち、各種大会参加補助金になります。これは中総体の県大会以上の大会に出場するときの補助金で、額の確定により45万円を減額しております。次に4目教育振興基金25節積立金は、今年度一般会計の剰余金のうち、予算5,000万円と、教育振興基金の預金利息30万2,000円を積み立てることとしております。2項小学校費、1目小学校管理費は486万8,000円を減額するものでございます。内訳としまして、13節委託料と15節工事請負費はそれぞれ長与小学校体育館、吊り天井撤去工事に係る額の確定による減額と14節使用料及び賃借料は小学校パソコン教室用のパソコン等の賃貸料の入札減による額の確定による減額になっております。次に、3項中学校費、3目中学校管理費、13節委託料になります。これは長与第二中学校校舎外壁改修工事設計業務委託料の額の確定による減額になっております。

34、35ページをお願いします。5項奨学金、1目奨学金、25節積立金は、基金の預金利息2,000円を増額するものです。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず予算書の8ページ、地方債の補正で小学校施設整備事業欄、3,870万、減額補正となっております。長与小学校の吊り天井の分だったと思います。ここ、よろしいですか。次に、説明書、歳入から行います。10、11ページ、13款2項5目1節の小学校費補助金、60万6,000円の減額補正です。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

これは長与小学校の吊り天井の撤去についての交付金だった、ちょっとそこ、確認させてもらっていいですか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

青田課長。

**○教育総務課長（青田浩二君）**

おっしゃるとおり、長与小学校体育館の吊り天井撤去工事に係るものです。全額です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

耐震改修プラス、その非構造物の撤去ですね、非構造物についてはもう長与小学校が終われば、その他はないのかどうか、これで完全に終わりなのか、ちょっと確認させて

ください。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

非構造部材については、各小中学校点検をしておりますけれども、改修の方が全部終わっておりません。というのが非構造部材ということで例えばテレビとかありますよね、そちらの方倒れてはいけないとか、そういったのも点検の項目に入ってるんですけども、長与小学校体育館の吊り天井に関しましては、東日本大震災の時に吊り天井が落下したという事例が多く多発して、避難場所として機能しなかったということで、とりあえずそちらの方が優先順位が早いかなということで、そちらの方をさしていただきました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

優先順位から言って、構造部材の分でも、特にこう優先したということですが、その他の部分ってまだたくさんあるのかもし分かれば、まだどういったものが今後必要になってくるのか。概略を分かればね。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

非構造部材ということで、学校との外壁とか、例えば備えつけの家具とか窓ガラスとかいろいろあるんですけども、そちらの方は、外壁工事も来年度1校予定さしていただいているんですけども、他の小・中学校についても、そういった外壁の剥落等というのはもう老朽化によってかなり出てきている状態なんで、なかなか全部を終わるといのは、すぐには難しいと思います。残ってる分というか、回収をしなければいけないといのは、かなり残ってるかと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。では、次に、14、15ページ、財産収入のうち、運用収入ですね。教育振興基金運用収入の30万2,000円。それから、17款2項11目教育振興基金繰入金、159万のうち40万5,000円。いいですか。次に16、17、20款1項町債の3目教育費、400万の減額、これ先ほども出てきましたので、よろしいですね。歳出いきます。歳出が32、33の10款1項。それから、2項、3項あります。ここではありませんか。いいですか。

いいですね。はい。それだけか。34、35の10款5項の1目奨学金、これは基金の積立金ですね。では、予算書それから説明書の歳入、歳出、総括的に質問があればど

うぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

質問し忘れて申しわけないんですけども、33ページで、電算機借上料の、これはPCパソコン教室の入札減ということですが、そこそこの金額になるわけですが、これは1つの学校あたりなのかそれとも複数なのか。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

小学校5校分になります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これを5校ということですが、もう一括して一つの業者にしたのかそれとも分割で発注入札、どういう形態だったのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

入札して一社にお願いしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。では、他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育総務課の所管を終わります。暫時休憩します。15分から、教育委員会の生涯学習から行います。休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、午後の部の審査を始めたいと思います。教育委員会関係の生涯学習課所管をこれから行います。議案の説明をお願いいたします。

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

それでは、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号の生涯学習課所管分についてご説明いたします。事項別明細書により、ご説明させていただきます。まず歳入についてでございます。

明細書の12、13ページをお開きください。14款2項7目1節、社会教育補助金ですが、土曜日の日の教育支援体制構築事業補助金として、県より合計8万円を補助金として交付いただいております、2万8,000円を増額し8万円を補正予算額として計上いたしております。これについては昨年度より、補助の算定基準が変更になったための



増額でございます。14款3項7目1節社会教育費委託金ですが、立ち入り調査分の権限移譲分が、マイナス2万9,000円の減額となり、総額の1万3,000円を、補正予算額として、計上いたしております。下段の方の15款1項2目1節、利子及び配当金ですが、

次のページをお開きください。上から3段目の21世紀ふれあい基金運用収入として、5万6,000円増額し、総額5万7,000円を補正予算額として計上いたしております。16款1項7目4節社会教育寄附金ですが、200万円の寄附があり、規定額に199万9,000円を増額し、総額200万円を補正予算額として計上いたしております。16款1項8目1節ふるさと長与応援寄附金についてですが、28万円のうち生涯学習課分として、15万円の寄附金を計上させていただきたくております。これにつきましては、個人3名から寄附をいただいております。町内の方1名に10万円、県外の方1名が2万円、同じく県外の方1名が3万円の合計15万円が内訳となっております。17款2項11目1節教育振興基金繰入金ですが、生涯学習課分として15万円の減額をし、625万円を補正予算額として計上いたしております。内容といたしましては、先ほどご説明いたしましたふるさと長与応援寄附金の15万円について、ご本人様のご意向があり、社会教育関係の寄附ということがありまして、協議の結果、図書館の図書購入費に充当したため、その分について教育振興基金繰入金を減額いたしましたものです。19款5項1目1節雑入ですが、次のページをお願いいたします。一番上の文化ホールチケット売払収入を84万8,000円から39万5,000円減額し、45万3,000円を補正総額といたしております。4段目の登記作成料についてですが、150万円から50万円を減額し100万円を補正予算額と計上しております。以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。明細書の34、35ページをお開きください。中段になります、10款6項1目社会教育総務費の8節の報償費ですが、成人式記念品について、成人式代表者による選定の結果、安価な物に選定をいたしました結果、72万1,000円を減額いたしております。同じく19節の負担金補助、及び交付金についてですが、地域公民館整備費補助金について、今年度については、修繕の要望が少なかったために250万円を減額いたしております。同じく25節、積立金についてですが、200万円の寄附と5万7,000円の運用収入の合計額、205万7,000円を21世紀ふれあい基金積立金へ積み立てするものです。3目14節、図書館費の使用料及び賃借料については、リースの開始月が4月から7月へと短くなったために、128万3,000円を減額するものです。3目図書館費の、失礼しました、4目8節文化振興費の報償費ですが、文化祭の講師出演料について、安価で済んだために、66万5,000円を減額するものです。同じく、4目8節の文化振興費の、失礼しました、5目13節の文化施設管理費の委託料についてですが、舞台技術及び業務管理委託料を190万1,000円を減額いたしております。同じく5目14節文化施設管理費の使

用料賃借料についてですが、空調コントローラーリース料について、こちらも、4月から7月にリース開始期間が遅くなったために、減額するものです。以上で、生涯学習課所管の分についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、歳入の部ですが、12、13ページ、14款2項7目1節の社会教育費補助金2万8,000円の増額補正ですね、いいですね。それから、14款3項7目1節の社会教育費委託金これは2万9,000円の減額補正になってます。次に、14、15ページ、15款1項2目の財産収入ですが、上から3番目の21世紀ふれあい基金運用収入、5万6,000円。それから16款1項7目の4節、これと、ふるさと長与応援寄附金、このうち15万円が生涯学習所管です。いいですか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと戻ってしまうんですが、13ページの土曜日の教育支援体制構築事業補助金でごく僅かなね、補正ではあるんですが、この年度途中でこの僅かなちょっとした額がついたというのがどういった理由なのか、また、どういう活用になるのかここをお尋ねしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

栗山課長。

**○生涯学習課長（栗山浩二君）**

ご質問の件ですが、昨年度と事業内容はほぼ同じでありましたが、昨年度の講師謝礼の算定基準が、今年度はちょっとプラスになったということで、その分の増額でございます。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。他にありませんか。次、16、17、1番上の雑入の教育振興基金繰入金の150万のうち、15万、これは減額か。ここはいいですか。15万円の減額がそうです。次、16、17の1番上、町民文化ホールのチケット売払収入39万5,000円の減額、それから4段目の陶器製作料50万円の減額。いいですか。はい、次、歳出いきます。10款6項ここは全てが生涯学習課所管です。ここで何かありませんか。

中村委員。

**○副委員長（中村美穂委員）**

成人式の記念品代なんですけれども、毎年、成人式を運営するスタッフといいですか、その新成人の人と一緒に協議をして決めたということだったんでしょうか。毎年記念品が例えば1人幾らっていう、もしその大まかな予算といいですか、それと毎年記念品っていうのを検討して変えられているのか。私の子供も頂いてきたんですけれども、数年同じ、例えばこれに決めましょうと言って、そういうふうにされているのかなと思います。

したので、ちょっとそこもう一度詳しく教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

ご質問の件ですが、例年の大体その人数と、大卒の予算で予算を編成しております。選定人事については、文具メーカーの方と私どもの方で、時代に合ったような活用ができるようなもの、今の子供たちに1番ふさわしいものを提案していただいております。企業の方から。1社で3点のところとか、5点とか、それによって金額がばらつきが当然出てきます。その全ての企画と言いますか、提案物について、私どもは一切関わりませんで、成人式の代表者の中に、審査会というのをつくりまして、その中で、点数をずっとつけていただいて、1番点数が高いものを選定していただくということで、今回たまたまこのフレクションボールペンっていうんですけども、消せる、書いた字が消せるやつ。それを選定していただいたということで、見積もりの結果、ものすごく安く済んだということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

文化施設管理費の委託料ですね、この減額なんですけど、これは、年度初めに、年間契約じゃないのか、何かその実績によって減額になったんだしたら、どういう理由で減額になったかここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

こちらについてはですね、当初60回リースで契約をいたすようにしておりました。ところが納品とそれから設置及びその試運転、点検等に時間がかかるということで、納期が、4月当初の納期の予定でしたが、納期が7月の方にずれ込んだということで、57回にリースが変更になりまして、その分の減額でございます。失礼しました。13節の委託料についてですが、こちらは入札によって安くなったために、190万円の減額となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

以上です。いいですか。はい、他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

35ページで、地域公民館等整備費補助金。これに対するちょっと確認をさせていただきたいんですが、これは修繕の要望が少なかったためというところでありましたけれ

ども、その公民館の建物自体の修繕だけに関わるものになるんですか、それともクーラーとか机とかもか備品を変えるっていうのは絶対それは、補助金としては対象にならないということなのですか。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

こちらについては補助金の要綱がございまして、備品の購入等は対象外になりますので、工事の内容としては、エアコンの設置、それからトイレの改修、照明器具の取り替え、畳の張り替え、こういったものが主なものでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

机は除く、そして、エアコン、トイレ、畳の張り替え、そういうものはOKなんですね。それで、机は除くんですね。って言いましたっけ。

○委員長（喜々津英世委員）

栗山課長。

○生涯学習課長（栗山浩二君）

備品の購入費は、除かれます。改修、増築、新築、建物の設備とか、そういったものの改修とか取替えとか、そういったものが対象になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。10款6項では他にありませんか。はい、それでは、歳入、歳出あわせて、質疑ありませんか。

はい、質疑なしと認めます。これで、生涯学習課所管を終わります。

引き続き、スポーツ振興課を行います。しばらくお待ちください。

はい、それでは、引き続き、審査を行います。教育委員会のスポーツ振興課所管を行います。議案の説明を求めます。

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

それでは、補正予算第4号のスポーツ振興課所管分について説明をいたします。まず、歳入について説明いたします。

補正予算に関する説明書の14、15ページをお開きください。16款1項8目1節ふるさと長与応援寄附金28万円のうち、2万円がスポーツ振興課分となります。これは東京にお住まいの方、1名からの御寄附ということでございます。17款2項11目1節教育振興基金繰入金、159万円のうち214万5,000円がスポーツ振興課分となります。ちょっと数字が逆転してるんですが、これについては教育振興基金の内訳として、スポーツ振興課分と生涯学習課分、教育総務部の生涯学習課と教育総務分は

減額になっておりまして、うちの方が増額となっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。これはですね、テニス広場、人工芝張替え工事に係るスポーツ振興くじ助成金の交付額が減額になりましたので、その減額分を補てんするために、繰入金を増額しているところでございます。

16、17ページをお開きください。19款5項1目1節雑入の、1番下の段になりますけれども、スポーツ振興くじ助成金、646万4,000円の減額でございまして。当初予算では3,000万円で予定をしておりましたけれども、2,353万6,000円の交付確定額、減額になったということでございます。続きまして、歳出について説明をいたします。

34、35ページをお開きください。10款7項1目の一般財源から、特定財源への2万円の財源組替えですが、先ほど歳入で説明しましたふるさと長与応援寄附金を保険体育総務費に充当したことによるものでございまして。10款7項2目13節委託料ですが、設計監理委託料の分で入札で減になって、31万4,000円の減額となります。15節工事請負費で、これも入札により353万5,000円の減額ということでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳入の部が14、15ページ、16款1項8目ふるさと応援寄附金。28万のうち、2万円がスポーツ振興課、1人からの寄附ということになります。いいですか。次に、17款2項11目1節の教育振興基金繰入金ですが、214万5,000円がスポーツ振興課所管分で、テニス広場の人工芝張替えに伴う繰入れですね。いいですか。次16、17、19款5項の分で、1番、5段目のスポーツ振興くじ助成金、646万4,000円の減額補正です。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

これは、スポーツ宝くじですかね、スポーツ振興くじで当初見込んでいた金額に満たなかったということだろうと思うんですが、その最初の見込みってというのは大体どういうふうにして算定するのかと、何百万単位でね、低くなるもんですから、これがどういう、まあ、やってみないとわからないということなのか、ちょっとそのあたりのどういうふうな形なのか、ご説明いただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山口課長。

**○スポーツ振興課長（山口正君）**

まずですね、このスポーツ振興宝くじのこの人工芝張替えっていうのが、対象金額4,000万が限度額でございまして、最高の補助額が4分の3の補助率になってます。それで、3,000万で見込んでいたわけですがけれども、全国各地から当然申請がござい

まして、いろいろ申請をする時にチェックがあるんですよ。工事の内容はどうかとか、施設でどのような広報をするのかとかですね、ホームページにのせるのかとか、そういうので当初の説明会でも最高額に必ずなるということではございませんと。結局最終的には3,000万から処分費については対象外になりますから、それを除いた分の8割ですね。ですから、4分の3だと75%の補助率なるんですけども、そのさらに8割で60%の補助率、簡単に言えばそういうことになってしまったということです。よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況はよくわかるんですけども、例えば、そうですね、一応満額要望しているけれども、必ずしもそれでなるとは限らないということで、実際にかかる金額よりも若干こう割増して、要望出して。そういうこととしても、やはりチェックの段階で、それは引っかかるんですかね。そういうやり方が通用しないものか。

○委員長（喜々津英世委員）

山口課長。

○スポーツ振興課長（山口正君）

手法としてはそういう方法もあるかもしれません。まともに、させていただいたってところで、ございます。大目にしていれば、それだけ、もう作業量が決まっていますから、これが延長延ばしたりとか、水道下水道のようにいただいたところで延長で調節ができればいいんですけども、テニスコート5面の張替えっていうことで決まったエリアだけの作業ですから、もうちょっとそれは難しいところがあると思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次、歳出いきます。歳出の補正は、10款7項保健体育費の部分です。1目が財源の組替え、寄付金の関係で一般財源を減額した。体育施設、2目体育施設管理費、13節、15節ともに入札の減に伴う減額補正ということで、よろしいですか。では、歳入歳出合わせて結構です。質疑ありましたらどうぞ。

いいですか。質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。以上で、スポーツ振興課所管を終わります。

場内の時計で13時55分まで、休憩いたします。

（休憩13時45分～13時54分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩前に引き続いて委員会審査を再開いたします。

これから、生活福祉部住民課所管の審査を行います。議案の説明を求めます。

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

補正予算第4号の住民課所管についてご説明いたします。今回の補正は、個人番号カード交付事業に係る経費の増額と、旅券事務に係る権限移譲交付金の減額をお願いするものでございます。

まず、議案書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。上から2番目の個人番号カード交付事業負担金が住民課所管でございます。これは個人番号カード交付事業費の繰越しでございます。次に、歳入でございます。説明書の8、9ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費補助金が、国の補正に伴って追加をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節戸籍住民基本台帳費委託金の市町村権限移譲等交付金の交付額の決定に伴う減額でございます。

次に、歳出でございますが、22、23ページをお開きください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金補助及び交付金ですが、先ほど歳入でご説明いたしました地方公共団体情報システム機構へ支払います個人番号カード交付事務に係る負担金でございます。以上が住民課所管でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、ただいま説明が終わりましたので、これから質疑行います。まず、予算書6ページ、第2表の繰越明許費のうち2款3項に係る部分、1,209万5,000円が繰越しとなっております。よろしいですか。次に、説明書、8ページ、9ページ、13款2項1目1節のうち、個人番号カード交付事業費補助金、706万6,000円、これが住民課所管です。これはまた、歳出の方でも絡みが出てきますけれども、次いきます。12、13ページ、14款3項1目の3節戸籍住民基本台帳費委託金、29万9,000円の減額補正です。確定に伴う、減額補正ですね。よろしいですか。

では、歳出行きます。22、23、2款3項1目19節先ほど歳入も絡みはありましたけれども、個人番号カード交付事業負担金706万6,000円。いいですか。歳入、歳出合わせて総括的に何か質疑ありましたらどうぞ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

23ページの個人番号カード交付事業負担金なんですけど、この積算根拠ってのはどういったものでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

今回の補正につきましては、1月に国の方の補正が通りました関係で、積算根拠とい  
いますと、現計予算で組んでますと同じように、国の予算に対しての人口比率による、  
数字で積み上げております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の方は分かりました。先ほどですね、情報の方で、国の方のシステムで不具合があ  
って交付が遅れているというところで、本町においてもその交付に関して、ちょっと支  
障があるような答弁をいただいたんですけれども実際どのような状況なんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

個人番号カードの交付については、長与町では2月から交付を始めてるんですけども、  
当初はどうしてもシステムが不安定で、詳しいことはちょっと、専門的なことはわかり  
ませんが、受け付ける許容範囲が何かあって、制限がかかるようなシステムになっ  
ていて、その辺で、全国集中した場合にシステムが一時的に止まるような形で交付がで  
きない、交付処理ができないというような状況で最近ではだいたいスムーズにだいぶ流  
れるようになりました。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

それでは、歳入歳出あわせて結構です。ありませんか。

では、質疑なしと認めます。これで住民課所管を終わります。

続いて、環境対策課を行います。しばらくお待ちください。

引き続き、環境対策課の審査を行います。説明を求めます。

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

では、環境対策課所管につきまして、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号に  
関する説明書によりご説明をいたします。

それでは、説明書、歳入の8ページ、9ページをお開きください。11款分担金及び  
負担金1項負担金2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。施設組合派遣職員  
の増加に伴い、179万8,000円を計上いたしております。

次に、13款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金でご  
ざいます。浄化槽数の減少に伴い、29万6,000円の減額計上を行っております。

次に、10ページ、11ページをお開き下さい。14款県支出金、2項県補助金、3  
目衛生費県補助金、1節健康衛生費補助金でございます。浄化槽設置数の減少に伴い、



減額をさせていただいてる分と再生可能エネルギー等導入推進基金事業の減額でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。3項委託金、3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。権限移譲交付金の交付決定に伴います計上でございます。公害に関するものが38万3,000円、鳥獣捕獲に関するものが5万7,000円の計上と墓地に関するものにつきましては減額の1,000円となっております。次に、

14ページ、15ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入、資源化物の売払収入で、109万6,000円。16ページ、17ページをお開きください。2行目の過年度長与時津環境施設組合負担金精算金でございます。これは組合の決裁に伴います余剰金の精算を受け入れたものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。26ページ、27ページをお開き下さい。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、19節負担金補助金及び交付金でございます。浄化槽設置数の減少に伴います減額でございます。次に、7目省エネルギー対策費13節委託料でございます。再生可能エネルギー等導入推進基金事業の減額でございます。次に、2項衛生費1目衛生総務費でございます。歳入でご説明いたしました長与時津環境施設組合派遣職員給与負担金及び資源売払収入に伴います財源の組替えでございます。次に、2目ごみ処理費、19節負担金補助金及び交付金でございます。歳入の増加に伴います資源分別収集助成金の増額でございます。及び、長与時津環境施設組合負担金の減額によるものでございます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。説明書、8ページ、9ページ、14款1項2目2節清掃費負担金、179万8,000円の増額補正ですね。それからこのページでは、13款2項3目2節の清掃費補助金29万6,000円の減額補正、この2つあります。ここはいいですか。次に、10ページ、11ページ、14款2項3目1節の浄化槽設置整備補助金、再生可能エネルギー等導入関係の補助金、これはそれぞれ減額補正がなっております。いいですか。次、12、13ページ、14款3項3目1節の43万9,000円の増額補正。墓地公害鳥獣捕獲、こういったものがあります。次いきます。14、15、1番下の19款5項1目、資源売払い収入、資源売払収入の106万9,000円ですね。それと、同じくこの雑入の中で、次の16、17の上から2番目、過年度の施設組合の負担金の精算、2,382万7,000円の増額、よろしいですか。はい、また後で歳入歳出総括的にいきます。次に、歳出26、27ページ、お開きください。4款1項5目44万4,000。19節の負担金補助金、補助及び交付金の44万4,000円。それから、7項7目の省エネルギー対策費の委託料、それぞれ設置の減とかいう説明がありました。よろしいですか。それからその下、4款2項の1目は財源組替、2項19節トータルで2,076万5,000円の減額補正、

いうふうになっています。これいいですか。よろしいですか。はい、それでは歳入歳出総括的に何か質疑ありましたらどうぞ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

浄化槽についてなんですけれども、先ほどの説明の中で、浄化槽の設置の減というご説明だったと思うんですが、これは、当初見込んでいた数に満たなかったってことなのか、それとも何らかの理由で浄化槽そのものがなくなった、どちらの方の理由なのかということと、あわせて今後この浄化槽によって処理した方がいいと見込まれる戸数がまだまだあるものなのか、そのあたりの推計といたしますか、数字がもしわかっていれば、お知らせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

浄化槽の設置につきましては、今年度2基の設置を予定をしておりましたが、設置希望される方が1件でしたので、1件の減額という形になっております。これからの見込みといたしますのが、大体今、し尿世帯という世帯が200、すいません、はっきりした数字が言われませんが、200何世帯あるんですが、その分につきまして、浄化槽進めていくのかっていうと、下水道区域以外は当然、長与町としましては、合併浄化槽を推進をしていくんですが、どうしても古いお宅とかいうのはそのままどうしてもし尿による汲み取りというのがまだ残ってくるかと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい、他にありませんか。はい、総括的に何かありましたらどうぞ。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと確認をしたいというふうに思うんですが、17ページに過年度のこの組合の運営負担金の精算金が2,380万ぐらい、歳入で請けておられますね。これ過年度ですから、26年度分であるわけですね。ところが今度は、今3月なんですよね。だから決算は12月にしますよね、施設組合が10月か。9月の議会が終わった後にしますから。それで、12月にもう来るのかなと、の補正かなんかでね、思ったら今精算金で戻っておるとい実態であるんですが。27ページには、逆にもう今年度の精算のような形で2,100万ばかり減額をされておる。そういうことになりますと、前年度の過年度分の考え方と今年の場合のこの2,100万の減額、これは、精算で見てもよかったんじゃないかなという感じもするんですけども、その、どういう状況になっているんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

先ほどの組合の決算の関係ですが、11月に行いまして、その段階で決算ということで、金額が上がっております。その後、今度の2月の議会により予算として計上されておりますので、組合の方で、当初の予算で。失礼しました、2月の補正予算で計上されております。精算は。もう1つ、歳出の減額になってるものにつきましては、今回板の浦公園の用地の補償を見てた分が大幅に減額をされたものですので、今回の2月の補正予算で組合が計上いたしましたものですから、こちら、3月の議会で計上させていただきますような形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

9ページの派遣職員の起用負担の件に関連したことなんですけれども、ちょっと、直接これを金額の云々じゃないんですけども、組合の職員が6名ですかね、正職がいると思うんですけども、その各町の割合ですね。派遣割合、まずそこ、ちょっと私は分かってるんですけども、まず回答いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

派遣割合としましては時津と長与で、一応3名ずつが原則となっております。現在、今回1名増員となりまして、長与は現在4名と、時津が2名という形になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これはやはりちょっと、均衡を保てないのかな。当然不正云々の問題じゃないんですけども、やはりこれは各町からですね、同数、偶数ですので、同数出すべきだと思います。今回、時津の職員の方がちょっと都合で引かれて、長与から1名を補充をした形になったんですけども、だから当然、これは組合の方に言うべきことなんですけれども、やはり構成町の1団体としてはそのところですね、町としてのスタンス、というか、考えをしっかりとっていただいて、やはり同数で。本来はこれは時津町が言うべきことじゃないかなと思うんですけども、職員をこちらから、定数とかいろいろありますけれども、派遣をしなきゃいけないわけですよ。その分やはり人員が取られるわけで、そのところをちょっと考えた上で、今後とも対応お願いしたいんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

今回の措置自体は一時的なものということで、4月からは元の3名ずつの職員数に戻るような形で考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい、他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

原則は3、3できておるわけですたいね。一時的と言いながらですね、どうして長与がね、その分を補てんを一財を使ってですね、しないといけないのかというような議論というのはなかったんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

負担につきましては、こういう形で予算に今回計上しておりますように、旧予算は職員の方につきましても、町の方に戻ってくるような形になっておりますので、一応負担的なものは、あとで他の方で組んでおります負担金の中に案分で含まれておりますので、給与としては、町が多く負担するということはないような形になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

27年度のね、補正なんでね。したがって、先ほど言わなかったんですが、長与で一財を使ってですね、1名時津が減ってうちが出すというふうになるということになって、この負担金が増えたということが今回の補正ですね。ところが、どこで今の課長のあれがね、戻ってくるんですよって言いながら、どこでいつ戻る、そういう予算数値というのはどこにあるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

先ほど申し上げました11款の1項2目の179万8,000円が、歳入で戻ってくる分になります。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、これで質疑なしと認めます。これで、環境対策課所管を終わります。次は福祉課を行います。しばらくお待ちください。

次は、福祉課所管を行います。議案の説明を求めます。

村田課長。

## ○福祉課長（村田ゆかり君）

福祉課の所管につきましてご説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、国の平成27年度補正予算で新たに予算計上されました、低所得の高齢者向け給付金に関する予算と、あとは実績等に伴う補正が主なものでございます。

それでは議案書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございますが、3款民生費1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億337万8,000円を計上させていただいております。冒頭申し上げました低所得の高齢者向け給付金ということで、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援と、平成28年前半の個人消費の下支えに資するように低所得の高齢者等対象に実施をするものでございます。続きまして、2項児童福祉費の保育所等の整備交付金事業は、今現在行っておりますめぐみ保育園の建て替えの分でございます。

次に歳入でございますが、説明書の8ページ、9ページをお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童手当負担金は実績に基づき、減額補正を計上いたしております。次に、第2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1設社会福祉費補助金は、繰越明許費で説明をいたしました年金生活者等支援臨時給付金の給付事務費と事業費でございます。いずれも補助率は10分の10となっております。

10ページ、11ページをお開きください。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節の児童手当負担金につきましても、国費同様、実績に基づき減額補正を計上いたしております。

12、13ページをお開きください。3項委託金2目民生費委託金、1設社会福祉費委託金は、実績に伴う障害者福祉関係の市町村権限移譲等交付金でございます。次に、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金ですが、次の14、15ページの1番上の行です。地域福祉ボランティア基金運用収入11万5,000円が福祉課所管でございます。次に16款1項寄附金3目民生費寄附金、1設社会福祉寄附金と8目1節ふるさと長与応援寄附金のうち、3万円が福祉課の所管でございます。

続きまして歳出でございますが、24、25ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金は、例年お願いをしております長与町社会福祉協議会の福祉バス分の補正でございます。25節積立金は、社会福祉費寄附金とふるさと長与応援寄附金を積み立てるものでございます。次に、2目障害者福祉費、18節備品購入費はいただきました寄附金を活用しまして、1つは住民さんから、まちづくり提案箱で御意見をいただきました助聴器と1つは、座位保持が難しい子供さん用のハイチェアを窓口の方に設置したいと考えております。次に、6目臨時福祉給付金給付事業費が福祉課所管でございます。給付事務に係る経費と、19節負担金補助及び交付金に1人当たり3万円の支給額で、対象見込み数を3,200名分を計上いたしております。次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費が福祉課

所管でございます。20節、扶助費の児童手当は、実績に基づき減額補正をいたしております。23節、償還金利子及び割引料は、過年度の保育緊急確保事業費補助金の確定通知に基づく返還金でございます。以上が今回の福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず、予算書の6ページ、繰越明許費、これの3款1項、2項が福祉課所管ということであります。これについては、よろしいですね。次歳入、8ページ、9ページ、13款1項1目、これの3節児童手当負担金の減額補正です。それから、13款2項2目1節の社会福祉費補助金1億337万8,000円、増額補正ですね。よろしいですか。次、10ページ、11ページ、14款1項1目1節3節が福祉課所管。1節じゃない、3節か。347万、実績による減額補正ということで。よろしいですね。次、12、13ページの14款3項2目1節市町村権限移譲等交付金、これも実績による増額補正という説明がありました。よろしいですか。次、14、15ページ、15款財産収入のうちこの15ページの1番上の地域福祉ボランティア基金運用収入が11万5,000円、これが福祉課所管であります。それから、16款1項8目ふるさと長与応援寄附金、28万のうち3万円が福祉課所管ということであります。よろしいですか。では、歳入終わります。

歳出、24、25ページ。3款1項1目19節の1番上、社会福祉協議会運営補助金137万3,000円、これはバス関係の補助と言われた。それから25節の積立金、100万7,000円。それから18節の3款1項2目18節の備品購入4万6,000円。1目、2目はいいですか。

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

これは2目の、先ほど備品購入費の中で、助聴器っておっしゃったんですかね。ちょっと私も聞き慣れないんですけども、これは、いわゆるその難聴の方の助長と意味なのか。ちょっとここを説明いただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

高齢者の方ですとか、ちょっと耳の聞こえの不自由な方に対してですね、携帯電話のような形で、耳に充てることによってですね、集音器みたいな形なんですけども、耳に当てるとのが大きく聞こえるような、聞こえの助けをするような機械ということで助聴器ということで、住民さんからもご要望が一度ございまして、いつかこういうのが窓口設置できればいいなということで、今回寄附金も頂いた分も活用させていただければというふうに思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の件なんですけど、何台入れられたんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今回機構改革の関係で、高齢者福祉というのが福祉課の方になる予定です。そしてまた障害者福祉も同じ福祉課っていうところでとりあえず1台ですね、使い勝手がどうなのかってところで1台購入したいというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。次は、3款1項6目3節から19節まで。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時福祉給付金の件でお伺いしたいんですけれども、まずこの13委託料の中で、電算システムの改修委託料が含まれていますけれども、この分はもう全額、国県支出金の中で対応が可能なのか、お伺いしたい。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今回、6目で予算を組ませていただいている分はすべて国庫補助金になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基本的には国がするといった制度なので、原則、国の負担でやるということだと思うんですが、そこでですね、この臨時福祉給付金をするにあたっての、実際問題やるのはもう町、国がやるんですけど、実際町がやるわけで、そうした場合の町のその体制と、それから福祉給付金の事務に大体どのくらいの期間を要するというふうに見込まれるのか、このあたりわかればお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

人員体制につきましては、今既に2つの簡易な給付金ということで、昨年8月以降に、臨時福祉給付金、6月に子育て世帯の給付金、2つの給付金があったわけなんですけども、そこの担当が2名おまして、そこの担当で今回の分も対応していただくように考えております。すいません、今回の新たにある分は、受け付け期間が3ヶ月、最長4ヶ月ということになっておまして。一応4月から、これも全額繰越しをしまして、

28年度の業務になってくるんですけども、4月下旬ぐらいから受付けを開始して4ヶ月間ということで見込んでおります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

以前の何の給付金だったか、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、一端やってみただけども、町として見込んでた期間で終わらずに延長したことがあったと思うんですね。今回はもうそれはない。もう原則なしでやっていけるのかとか、このあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

以前のは定額給付金だったのかなと思うんですけども、今回の臨時福祉給付金は受付期間が最長4カ月ってことが決まっております、それを過ぎますともう、受付出来ないと言いますか、郵送とかで送られてきた分についても不支給扱いになるような形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の件なんですけど、低所得者向けというところで、その対象というのはどのくらいになるんですか。1人3万円ということなんですけど、金額として。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

65歳以上の非課税所得の方っていうことで、今回は3,200名を見込んでおります。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

申請は4ヶ月っていうことですかね。4ヶ月過ぎたら一切受け入れられないというところで、残った金額をまた返還されるんですね。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）



4ヶ月間しか受付ができないということで、残った分につきましては国の方に返還という形になります。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。3款1項6目、ここではありませんか。なければ次の3款2項1目扶助費児童手当の減額補正ですね。それから、23節の8万6,000円の増額補正。それでは、歳入歳出いずれでも結構です。質疑ありましたらどうぞ。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

すいません、先ほどの臨時給付金の件なんですけど、今の話ですと3ヶ月、最長4ヶ月が受付期間ということで話がありましたが、そうなりますと、ちょっと予想されるのが、そのぎりぎりのところで申請の段階でトラブルといいますか、住民の方から何とかしてくれんかというようなこととか、そういうトラブルがちょっと予想されるんじゃないかということで。それを逆に言えば、かなり徹底的な周知をね、やってたというのがきちっとしておかないと、そういうトラブルの原因だろうと思うんですが、そのあたりの周知なんかはどんなされますか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

まずは全国的な施策になりますので、国においてテレビですとかラジオですとか、あとはいろんな病院に行きますと、この臨時福祉給付金についてポスター等、私もよく目にしておりました。町としましては、広報ホームページで、27年度やっておりました臨時福祉給付金につきましても、6月号から10月号まで毎月ですね、広報の方に掲載をさせていただいておりました。また、対象と思われる方にはですね、直接郵便で申請書の方をお送りしまして、周知を徹底したところでございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

繰越明許費の中の児童福祉費。このめぐみ保育園の分なんですけれども、当初予算、6ページです。当初予算で2億500万円っていうのが上がってるんですけども、この今回5,762万のこの繰越明許ということで、この出来高というんですか。今現在の数字、5,700万です。もうちょっと詳しいことが聞ければ。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

27年度当初予算では、安心子ども基金っていう補助金を活用しまして、めぐみ保育

園の建替えをするように計画をしていたところなんですけども、27年度から、新制度が始まりまして、新たに保育所等整備交付金っていうのが新たにできまして、こちらの方がですね、園に対する補助額もいいということで、あと町の負担も町の負担が補助基準額の4分の1だったのが8分の1ということで、町の持ち出しの分もかなり有利だっということで昨年の9月の補正予算の方で、予算の組替をさせていただいております。そして27年、28年度の2ヶ年計画ということで、27年度の分が全体工事費の27%というところで、この金額の方を計上させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっとあまり関係ないかもしれないんですけど、めぐみ保育園の仮の園が、こちらのマルキョウあたりにできましたけれども、実際、そのめぐみ保育園が長与駅前ということで、距離的にかかなりありますよね。車の送り迎えがあそこは結構多いというところで、不具合がないんでしょうけれども、園に通っているお母さん達からの苦情的なことっていうか、他の園に変わりたいとかそういうふうなものっていうのはなかったんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

確かに場所がかなり変わったっていうところで、この計画を進める前にですね、保護者の方にアンケート調査はさせていただきまして、実際にあちらのマルキョウさんの所まで通うことができるのかどうか、もしそちらまで連れていけないよっていう子供さんに対しては、今バスの方で、送迎をさせていただいているような状況です。おひとただけですね、どうしてもということで、保育園を移られた方がおひとりだけいらっしゃいます。それはまたあっちに行きたくないということではなくて、ちょっとまた事情も変わってはくるんですけども、建替えに伴うものといえば伴うものでおひとりの方が、転園をされていらっしゃいます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。歳入歳出あわせて、他にありませんか。

はい、質疑なしと認めます。これで、福祉課所管の審査を終わります。場内の時計で、14時55分まで休憩します。

（休憩14時46分～14時53分）

○委員長（喜々津英世委員）

引き続き、健康保険課所管を行います。説明を求めます。

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは、健康保健課所管について、まず、歳入についてご説明いたします。説明書

の10、11ページをお開きください。13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、国民年金の免除申請書様式変更、及び年金納付猶予年齢がこれまでの30歳から50歳までに拡大されることに伴う国民年金システムの改修費用に係る国からの委託金となります。補助率は10分の10となっております。続きまして歳出を説明いたします。

24、25ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費、13節委託料は先ほど歳入でご説明いたしましたシステム改修に係る委託料となります。

26、27ページをお願いします。4款1項4目健康増進費の13節委託料は、がん検診等の受診者の増加により不足となっている分について、100万円を補正させていただいております。以上が今回の補正の内容でございます。ご審議、よろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

では、今、説明が終わりました。まず、10、11の歳入、13款3項2目1節30万2,000円の増額補正です。歳入はこの1つだけですね。次、歳出いきます。24、25、3款1項3目13節の委託料、国民年金電算システムの改修委託料。これは歳入との絡みがあります。30万3,000円の増額ですね。いいですか。それから、次の26、27、4款1項4目13節の健康診査委託料100万円の増額補正。以上の3つが、健康保険課所管の補正予算です。もう総括的に質疑ありましたらどうぞ。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

27ページの健康診査委託料で、これは早い話、当初見込んでたそういうがん検診等が増えた、健診を受けた方が増えたというふうに見ていいんでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

森川課長。

**○健康保険課長（森川寛子君）**

がん検診について、想定してた方よりも受診された方が増えております。大体10%から15%、増えている状態になっております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちなみにそれは偶然なのか何らかの要因があったのか、このあたりもしわかってれば。

**○委員長（喜々津英世委員）**

中村課長補佐。

**○健康保険課長補佐（中村幸子君）**

町としてもいろいろ取り組みをしております、例えば、40歳、50歳、60歳の方に個別通知を実施しております。これが平成26年と27年と続けて実施をしております。

ます。それから、社会的背景として、俳優さんが大腸がんで亡くなられていたりとか、あと乳癌とかですね、そういった社会情勢等もやはり住民さん達、すぐに敏感に影響されるように感じております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

がん検診ですかね、たしかその10月か11月が期限だったですかね、これは実は私も、国保の方で健康診断を2月に行ったんですけど、その時に申し込もうとしたらもう期限が切れてますって言われたんですけど、これはもう少し延長するというのが制度的に、そういうことって難しいものなのか。これと直接関係ないかもしれませんが、期限というのはなぜこの10月11月で切らなければならないのか、そういう形で質問させてもらいたい。

**○委員長（喜々津英世委員）**

森川課長。

**○健康保険課長（森川寛子君）**

確かにおっしゃるようのがん検診については11月までということになっております。これは、がん検診の結果を二重読影っていう形で医師会の方にもう一度専門家の目で見えていただいて、っていうような項目もあります。ですから、3月まで引き伸ばしますと、二重読影っていうのも期間がちょっとないということもありまして、今のところ11月までっていう形で切らせていただいています。あとは、最後まで3月までやりますと、予算的なものも、なかなか、把握が厳しいということもありまして、今のところは11月までで決めさせていただいております。

**○委員（喜々津英世委員）**

いいですか。他にありませんか。はい、それでは、これで質疑を終わります。場内の時計で、では暫時休憩します。市民それでは引き続き、今度は議会事務局の審査を行います。説明を求めます。

中山課長。

**○議会事務局課長（中山庄治君）**

事項別明細書により説明をいたします。歳入はございません。歳出が20ページ、21ページ、1款議会費1項議会費1目議会費の4節共済費ですが、これは、議員共済給付費負担金の減によるものです。当初予算では、議員の議員数×標準報酬月額というのがありまして、それに月数と負担率を掛けるんですが、27年の4月1日の時点では議員定数が19名、現員数が19名でございます。19名で、計上してたんんですが、実際は前議長が3月31日で、当初予算はですね、19名で組んでたんなんですが、4月1日現在の議員現数でいくので、4月1日は18名になっておりました。その1名分に関係す

ること、198万8,000円の減になっております。次に、費用弁償につきましては、実績に伴う減でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、入札減による減額でございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

今、議員共済会の分は詳しく説明がありました、理解いただけたかと思えます。よろしいですか。はい、それでは、議会事務局所管を終わります。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、引き続き、審査を行います。補正予算平成27年度長与町一般会計補正予算第5号の審査を行いますけれども、その前に地方創生の加速化交付金、耳慣れない言葉が出てまいりましたので、それに係る説明資料等を準備していただいております。これについて、まず理解を深めて、それから補正5号の審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。では説明を求めます。

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

それでは地方創生加速化交付金についてですね、まず、ご説明申し上げたいと思います。まず資料の確認をさせていただきます。先ほどお配りした資料、3部ございます。加速化交付金資料の2の1と右肩にあるのがまず1つでございます。2つ目が加速化交付金申請状況、これは県内ですね、他団体の申請状況の一覧でございます。そしてもう1つ、申請中の地方創生加速化交付金事業の内容というものでございます。この3部の資料にてご説明申し上げます。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、まずその1、一つ目の資料、右肩の2の1と書いてあるものですね、地方創生加速化交付金について、その概要をですね、大まかに示したものです。表題の下に27年度補正予算計上額1,000億円（新規）とございます。27年度の補正予算にて新設されたものでございます。そして事業概要・目的、事業イメージ・具体例とございますが、言うなれば、総合戦略の中にですね、盛り込まれた事業を加速化させる、もしくはその先駆性を高めるということを目的として新設されたものです。1番左下ですね。資金の流れのところ、交付金10分の10となっております。直接、国からですね、交付を受けるというものでございます。その理念をご覧ください。これは昨年度からのですね、地方創生先行型交付金等も含めまして、これまでの交付金のですね、流れといいますか、考え方を簡単にイメージとして表現したものでございます。

それでは資料の2の2のページですね、1ページとございます。これがですね、具体的な取り扱いについて（案）とありますが、実際、これに基づいてですね、事務が進められているというものでございます。私の方で赤でアンダーラインを引いております。重要なところはアンダーラインをしておりますので、それに沿ってご説明いたします。

まず1ページの1番下ですね、先ほどございました予算額と補助率、全国で1,000億円で補助率は10分の10でございます。続きまして3ページをお願いいたします。本会議の中でもですね、先駆性という言葉を用いまして、私は答弁をさせていただきました。この交付金はですね、先駆性というものを非常に重視をしております。国がどういう表現をしているかというところでございます。以下の観点から先駆的であることと。というのが大前提となっております。特に、(2)官民協働、(3)地域間連携、(4)政策間連携の要素は重要であるので、申請に当たってはそのうち2つ以上の要素について実施計画に明記することとなっております。2つ以上となっておりますが、申請書の様式の中にはですね、3つございまして、それをできるだけ埋めるようにというような国からの指示がございます。ですので2つ以上となっておりますが、現実的には3つあったほうが良いというところでございます。前提となります自立性です。将来的に行政からの補助金等に頼らずに事業として自走していくことが可能となるような事業であることということです。これが先駆性の前提です。そして(2)です。官民協働。

民間と協働して行う事業であること。単に協働するにとどまらず民間からの資金を得て行うことがあればより望ましいという表現でございます。続きまして(3)地域間連携です。単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携ということですね。中枢連携都市圏ですね、そういったものも国はですね、想定をしているというところでございます。(4)政策間連携。単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業ということでございます。(5)以下につきましてもですね、先駆性の観点として表現してございますが、この2から4までの3つですね、を非常に重視しているというところでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。対象事業の取り扱いについて中段にございます。ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業は、交付金の対象とするとしてございます。ただ現実的なですね、その割合としては、ハード事業は全体事業費の50%以下と未満というような説明をしてございます。

ただそれはですね、内容によると、必ずしも50パーセントを超えたからといって、機械的に認めないということではないという言い方も一方ではされておりました。

続きまして5ページをお願いいたします。これは具体的なその各自治体から上がってきた申請書の審査に当たっての国の姿勢といいますかね、考え方を示しております。2のところにあります。先駆性における自立性の要素。そして3ですね。先駆性における官民協働、地域間連携、政策間連携の要素などを中心に審査した上で交付決定を行うというところでございます。以上ですね、こういった内容を踏まえまして、非常にハードルが高いということですね、私、申し上げたところでございます。

続きまして、加速化交付金の申請状況ですが、これは県内の他団体の状況でございます。単独広域という欄がございますが、これは県と一緒にやるものも含めて広域、もし

くは県は交えずに県内の他団体、もしくは県外の他団体というようなものもこの広域という形で位置づけられております。これ後ほどですね、ご参照いただければと思います。

続きまして3つ目のですね、申請中の地方創生加速化交付金事業の内容でございますが。すいません、3つ目はですね、今回お願いしてる予算に密接にかかっていますので、その時にあわせてご説明したほうがよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、私からは以上でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今、事前説明をいただきましたけれども、28年第1回定例会において、私ども総務文教厚生委員会に付託を受けました長与町一般会計補正予算第5号について、これから審査をいたします。その前に、今、ご説明をいただきましたことについて、議案審議の前に加速化交付金等についての質疑があれば、まず、ここからいきたいと思います。

合わせて行きます。議案審議の中で。それでは、補正予算第5号の議案の説明を求めます。

田中課長。

#### ○財務課長（田中一之君）

それでは、財務課所管分の方をご説明をいたします。今回の補正第5号は、国の補正予算に係る地域創生加速化交付金分と地方消費税交付金に係る分、2つがございます。まず、財務課所管分である地方消費税交付金の方からご説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをお開きください。6款1項1目1節地方消費税交付金は、額の確定に伴う増額計上でございます。例年なら今回の補正5号議案の議会上程がなければですね、この分については計上せず決算額としてお示しをいたしますが、今回は5号補正の編成中に県の方からですね、地方消費税交付金の額の確定通知が参りましたので、議会の方に補正議案としてお示しをした方がよいと判断をいたしまして、今回5号補正の方に計上いたしてございます。あと17款2項1目1節財政調整基金繰入金。

こちらは、平成27年度予算で財源調整のために繰り入れていた基金の一部を戻すための減額補正でございます。地方消費税交付金の計上額をそのまま繰り戻してございます。

あとですね、説明書の12ページ、13ページのほうをお開きください。こちらの所管の方は総務課の方になるんですけども、補正予算の給与費明細書、こちらの方補正後、補正前、比較というふうに表がなっております、その中の比較の欄でその他の特別職、職員数が15名増えて、報酬の金額が31万7,000円増えたというような明細になります。この15名と31万7,000円につきましては、後ほど企画課から説明がございます。前のページですね、10ページ、11ページの2款1項13目の中の1節の報酬ですね、地域公共交通会議委員、こちらの15名分が給与費明細としてこちらに出ております。ご参考ください。以上が財務課所管でございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、歳入。説明書の6ページ、7ページ。いいですか。それでは、10、11、給与明細書、特別職の給与明細書、先ほど、15人の委員の報酬、ここらへんが変わってくるということでもあります。ここについて何かありませんか。

よろしいですか。

では、財政課所管の質疑はこれで終わります。

次に企画課所管の審査を行います。

はい、それでは企画課所管のこれから審査を行います。別添の資料もひっくるめて、説明をお願いいたします。

久保平課長。

### ○企画課長（久保平敏弘君）

それでは、平成27年度第5項補正予算の企画課分につきまして、ご説明を申し上げます。先ほどちょっと説明をしかけました、本日お配りした3つ目の資料ですね、これもあわせてご覧いただきたいと思います。

まず、それではこの本日お配りした資料で若干ご説明をした上で、具体的なですね、今回お願いした内容についてご説明申し上げたいと思います。申請中の地方創生加速化交付金事業の内容でございます。これは、実際に内閣府に申請書として提出をした申請書の内容を抜粋したものでございます。事業名称は「コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト」、事業概要ですが、地域公共交通ネットワークの整備（コミュニティバス、乗り合いタクシーの整備）としてございます。

2つ目が地元大学との連携（GPSによる公共交通利便性向上、フィールドワークを通じた町の活性化）、

3つ目が公共交通整備を契機とした町内商業の活性化、4点目、医療・福祉・子育て支援（サロン拠点強化等）、5つ目が空き家対策、6つ目が移住・定住促進等ですね。事業の概要といたしましてはこういった、幅広い観点で表現をしております。事業費につきましては、3,628万6,000円。うち、ハード事業経費が1,784万2,000円。50%未満となっております。

KPIでございます。いずれも平成29年3月の値から平成32年3月に目指すべき、目標の値をお示ししております。地元購買滞留率、現状35.3%を40.0%、運行補助金補助率、現行といたしますか、29年3月時点でございます。6割の想定を平成32年3月には、3割程度まで縮減をする目標でございます。次が地元大学学生の町内居住率、33.1%を10%増加という目標でございます。

次が人口ですね、4万2,898人を4万3,899人と。これはさきの人口ビジョンの数値でございます。

そして、申請書の中に強く求められております先駆性の部分です。1つ1つですね、



具体的に示す必要がございました。

官民協働ですね、これはどういった観点が事業に含まれてるかというところで、まず、コミバス、乗り合いタクシーを導入するに当りましては、バス、タクシー事業者への業務委託ということが想定されると。これがまず第1点。続きまして地域公共交通会議への参画でございます。道路運送法の規定による地域公共交通会議への参画をしていただくと。次は3点目、イオンタウン、徳洲会病院と事業者による経費負担を求めていくということでございます。4点目、金融機関につきましてもコンサルタント機能を發揮していただいて、事業収支の健全化に向けたですね、助言をいただきたいというところでございます。続きまして5点目です。県立大学との連携によるGPSを活用し、活用したシステム開発でございます。先進事例でもございますが、たまにしか来ないコミュニティーバスが今どこを走っているのかというものをですね、タブレットだったりスマホで確認するといったもの、それ以上のものもですね、考えてらっしゃると思います。これは今回ではなくて以前からですね、県立大学シーボルト校のですね、情報メディア学科の先生からですね、こういったこともできますよというような、ご提案をいただいております。そして、6点目になりますかね。コミュニティー組織等地域一体での利用促進、地域貢献型の自販機設置などですね。以前も、バス事業者のご配慮によってですね、町内循環バスなどの走っていたんですが、なかなか利用者がいなかったというところでですね、廃止されたということもございました。今後はですね、行政と地域が一体となって、利用促進に努めていくということがないと、なかなか、持続可能性が担保できないということが想定されますので、官民協働としてはですね、これこういった形での表現をしております。

続きまして地域間連携です。これは長与町だけじゃなくて近隣の市や町とのですね、連携ですね。地域公共交通会議への長崎市の参画でございます。これはルートに長崎市が想定される可能性があるというところでございます。で、長崎市へも実はちょっとご相談に伺ってですね、意見交換などもさせていただきました。

2つ目、これもやはり長崎市ですが、長崎市による課題やノウハウ等の提供、予備車両の共有の可能性ですね。これも先ほど申し上げた、長崎市との協議と言いますか、ご相談申し上げたんですが、その中で長崎市からご提示いただいたんですが、先行事例が長崎市にたくさんございますので、そこでのいろんな課題などもですね、提供できますということもおっしゃっていただきました。ノウハウなどもそうです。あとはどういう車両を実際運行するかわかりませんが、場合によっては予備車両を共有することによってですね、お互いコストの縮減を見込む可能性についてもですね、話題となりました。

続きまして政策間連携です。これはですね、国の趣旨とは若干異なっている可能性はありますが、バスを走らせることによって、地域公共交通の充実という施策ですね、それが、町内の利便性向上ですね、買い物、通院、その他移動の利便性向上に繋がり、それが行く行くは移住や定住の促進に繋がっていくと。国が生涯活躍の町という表現をし

ております。都市部で現役を終えた方がですね、地方で趣味や社会貢献などですね、生涯活躍できるような町を地方に作っていくという国の方向性がございますので、それに乗ったと言いますかね、乗ったという話です。

次が公共交通の充実を図ることで、地域経済活性化を図っていくと。これは現状、購買力がですね、町外へ流出するばかりですが、それを一定町内に留めよう。若しくは逆に町外から引っ張ってくると。それはルートにもよりますが、あらゆる可能性について表現をしておりますので、そういった形を想定しております。

3つ目が、公共交通の充実と大学との連携ですね。先ほど申し上げたとおりでございます。GPS機能を搭載する。またはコミュバス等の導入にあたって、大学の人材等を活用する可能性についてを表現をしております。そして、申請書の中で特に強調しておりますのが、国が強力に推進しております連携中枢都市圏で、想定される事業ですね、前倒しにして実施するものであるということですね、申請書の中で、協調しているところでございます。

それでは、説明書に沿ってですね、具体的にご説明申し上げます。概要といたしまして、平成27年度第5号補正予算で企画課分でございますが、歳入は3,628万6,000円の増額、歳出も同額でございますが3,628万6,000円でございます。その要因でございますが、地方創生加速化交付金を活用し、コンパクトで元気なまちづくりプロジェクトと称してコミュニティーバス等の導入事業実施するもの。ご説明したとおりでございます。

それでは歳入ですね、説明書の6ページ7ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節地域活性化補助金、地方創生加速化交付金を新たに3,628万6,000円増額するものでございます。内容については先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。10ページ11ページをご覧いただきたく存じます。2款総務費、1項総務管理費、13目地方創生事業費、1節報酬31万7,000円でございますが、これは道路運送法による地域公共交通会議の委員報酬ですね。15名の3回分を想定をしております。今日お配りした資料ですね、同じ内容となっております。会長なのか委員長なのか、7,400円が1名、あとの委員さん方は7,000円でございます。3回分でございます。続きまして、旅費でございます。4万5,000円は地域公共交通会議、委員の費用弁償ですね。1,000円×15名の3回分でございます。需要費222万円は、消耗品費に事務用品を1万円、食糧費に地域公共交通会議時のお茶代として1万円、そして、印刷製本費にですね、交通マップ、利用促進パンフレット、それとコミュバスの回数券、例えば地域もしくは、商店街、若しくはどっかの事業者がですね、回数券を活用して利用促進を図ると。商店での購買の促進を図ると、そういったことも想定してですね。印刷製本費を220万想定をしております。交通マップと利用促進パンフレットは、先ほど申し上げたとおり、地域を挙げて、利用

促進を図っていくためのものがございます。続きまして委託料、482万8,000円は、地域公共交通網改善計画策定業務委託料として、472万円、これは、現況調査、課題分析、改善方策の検討、実施方針の検討、地域公共交通会議の運営支援等を地元コンサルに委託するものがございます。そして、乗車実態調査委託料10万8,000円でございます。これは実際に町内で走っているバス路線バス等に人が乗り乗り込んで、何のためにどこに行くのかといった、聞き取り調査等を行う場合の経費を想定しているというものでございます。可能ならば地元の大学生の活用を考えております。続きまして備品購入費、1,784万2,000円でございますが、内、1,599万4,000円、これですが、13人乗り超小型バスの2台分でございます。これは改造費用含んでおります。そして、地域公共交通関連備品購入費とございます。今日配りした資料をごらんいただければ、標柱40基分、170万円。デジタルタコグラフ1台分、14万8,000円、これらが車両以外の備品購入として想定しているものでございます。標柱というのはバス停の表示のことでございます。続きまして19節、負担金補助及び交付金の補助金でございますが、地域公共交通運行費補助金603万4,000円でございます。これはコミュニティーバスの6カ月分を193万4,000円、乗り合いタクシーの6カ月分の410万円を想定しております。実際6カ月の試験運行ができるかどうかはもう、非常に疑問なんです、乗り合いタクシーの方が高いのは、乗り合いタクシーはここでは車両の購入を想定しておりませんので、仮にバスを購入した上で乗り合いタクシーまで導入するとした場合は、車両購入費の減価償却分は、その中に含めるという一般的なやり方でございますので、それを含めたところで410万円という金額を想定しているところでございます。システム開発補助金500万円でございますが、これは先ほどの触れました、シーボルト校と連携をして、GPS機能を活用したバスロケーションシステム、タブレット等を活用した乗降客の利用実態調査などが、この補助金を活用して可能ではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑をしたいと思っております。今の、この議案書、それから後で配っていただきました、この加速化交付金事業の内容という2枚もの、これも含めて質疑ありましたら、時間をとりたいと思っております。

安部委員。

○委員（安部都委員）

2点お聞きします。一点は今の御説明の中で、備品購入費の13人乗りバスですね、これを改造費を含むというところなんです、出来ればどうせ高齢者みんな乗られるわけですので、このバス自体に車椅子でも乗れるような形で、後からか横からかわかりませんが、車いすが乗れるようなリフト付きか、そのまま上がって入れるような、そういった改造費を含んでのか、それともまた別のものなのか、そこのところを教えてくださいたいというのと、できればそういったところもですね、利便性が、高くなりますので

教えていただきたいというのと、それからこの加速化交付金申請状況の中で、すいませんがいろいろな自治体が単独でやられたところと、単独以外にも広域でやられたところがあるんですが、本町としては、その単独だけで、その一つのこのコミュニティーバスに特化しておりますが、その他県との競合というか、なかったのか、そのほかにももっとほかの事業案っていうものも一緒に出すことが提出することができなかったのか企画が、そのあたりもお知らせ下さい。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回の積算の根拠でございますが、平成25年度におきまして、バス事業者とも打ち合わせをする中で、平成26年度の予算化に向けて準備をしていたものがございます。結果的には予算化を断念したわけでございますが、それを基本として、今回、事業の構築をいたしました。その中に、バスの改造費、実は車両購入費よりも車両の改造費の方が高いんですね、ただ、申し上げありません、その具体的な改造がそこまでの改造を含めているのかどうかいうところは、ちょっと明らかではないんですが、ただ、コミュニティーバスや乗り合いタクシーは、当然、お年寄りが利用するということは想定しておりますので、仮にこの改造費の中にそれが含まれてないにしても、実際の運行に際しては当然そこは、欠くことができない観点だと考えております。それと、二つ目の御質問ですね、他団体においては、広域の部分も。

○委員長（喜々津英世委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開します。

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

大変失礼をいたしました。リフトがあつて自動的に交渉こうすると、いうものまでですね、この中に含まれてるかどうか、多分それは含まれていないと思います。ただ、やはり、バス自体が超小型があつたということもございますし、スロープを引き出してという最低限でもそれは考慮はしてあると思いますけれども、実際の仮に導入に進んでいく場合は可能な範囲で、そこは対応させていただきたいというふうに考えております。それと二つ目ですね、県内他団体の状況でございますが、この資料の説明です。まず1枚目が、長崎市以下、県下全団体の具体的な申請状況でございます。そして2枚目が、これは長崎県がつくった資料です。これは県から見て、県がどんな団体と連携した事業を申請したかというものでございます。ですから、1枚目の青い帯の資料の中に、これはある意味再掲という形なっております。ちょっと県の方見ていただきたいんですが、

例えば国際交流県長崎観光魅力最大化プロジェクト、海洋エネルギー産業集積促進プロジェクト、ながさきの浜のひとづくり・しごとづくりプロジェクト、産業革命遺産世界遺産事業、長崎県自動運転プロジェクト、V I S I Tあまくさ・しまばらプロジェクト推進事業、県が想定をして、県内の団体呼びかけて、連携をしてという事業ですが、本町においてはこれにはまるものがあれば当然私ども手は挙げるんですが、どこにも本町としては活用できるものがなかったというのが、まず、県との連携ができなかった一つの理由です。それとそれ以外の連携というのが、その際、先ほどの1ページを見ていただければ、例えば、長崎市は鹿児島県と広域でございますね。島原は熊本県などございます。どうしてもやはり観光とかですね、産業といったもので、そういった分野での連携というものが多いうことでして、結果的に、本町はこのコミバスの関係一つだけだったんですが、これ以外に何ができないかというところで検討もいたしましたし、近隣の例えば長崎市などとも、相談をさせていただいたんですが、今の段階ではですね、なかなか申請にこぎつけるような事業が見当たらなかったということが正直なところがございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

説明資料の先駆性の真ん中の地域間連携の二つ目ですね、長崎市による課題やノウハウ等の提供というところが、ちょっとこの辺の意味合いがよくわからないので、もう少し具体的にこれが何どういったことなのかをちょっと説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

長崎市は平成の大合併によって近隣の町と合併をしております。そういったところには、当然、合併特例債を活用しながら、一定コミュニティーバスなども走らせていらっしゃいます。それとは別に皆さんごらんになったことあると思いますが、例えば丸善団地とチトセピアとか、例えば、岩屋西北から中園商店街、といったこれは乗り合いタクシーなんですけど、どちらかというそれは福祉に重点を置いた、乗り合いタクシーなども運行されております。ある意味そういったいろんなパターンでの、いろんな地域特性があるところにいろんなパターンで実際に運行されておりますので、参考になるような助言をいただけるということを期待しております。それ例えば、実際にどれぐらいの乗車率があるのか。どれぐらいのコストがかかるのか、そういったものを想定する場合に非常に参考になるものというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じ今の2枚物の使用で、まず事業名称がこのコンパクト元気なまちづくりプロジェクトって打ってあるんですけども、実際中身はというとそのコミュニティバスだと思うんですね。予算は3628万6,000円が、このコンパクトで元気なまちづくりプロジェクトっていうのについてるんですけども、事業概要はたくさんあるのに、事業費はすべていわゆるコミュニティバスに投入されていると。これはまず問題ないのかってことですね。その点をお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

おっしゃるとおりですね、事業名称だけでは、具体的な事業がなかなか見えないというものになっております。で、実は内閣府とですね、事前相談という形でやりとりをさせていただいたんですが、コミュニティバスを走らせるというのを目的としてはですね、国は、なかなか認めづらいということでございます。

コミュニティバスを走らせることによって、どんな町にしたいのかというところを表現したほうが良いという国からのアドバイスがございました。ですので、先ほど事業概要の中で、例えば空き家対策とかですね、医療福祉子育てとかね、そういったものは直接的な今回の予算は含まれておりません。

ただ、申請書の考え方といたしましては、そういったコミュニティバスや乗り合いタクシーを導入することによって、町内での移動が容易になるということで、例えばお年寄りがいろんな事業に参加しやすくなる。もしくはサロンに今まで以上に参加はする方が増えて来る。そういったことを想定をして、とどのつまりはそれが、本町の住環境もしくは交通とか勾配とかの利便性を向上させて、最終的な移住や定住の促進につなげていくというようなストーリーにしてはいかがですか。と具体的に国からのですね、これはアドバイスがございました。ですからバスを走らせますって言うんでは、国は認めないんだと思います。バスを走らせてどんな町にしたいのかというところを表現してほしいと。過疎化交付金は今回限りですが、新年度以降も補助率は下がりますが新型交付金などもございますので、継続的にそういったものも活用しながら課題の解決に向けてですね、頑張ってくれというような意味合いでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

すいません。ちょっと補足してですね、今回どちらかというとバスの方に特化して見た目、物を買うというような方が多いようなイメージになりますけども、課長が今、言いましたように、今後、こういった空き家対策移住、定住促進とかですね、そういった

ことにつなげていくという上では、これはあくまでも抜粋ですけども、その事業の実施計画という中ではですね、29年、30年、31年とですね、そういったことを引き続きやっていきますかというようなこと。これに絡んでですね、そういったことも含めて、例えば、公共交通の利用促進事業をやったりとかですね、あと定住促進。県とこれは共同で移住促進センターですね、そういったところで協働を運営をしていくとか。それから、総合戦略にも多少謳ってますけど、障害活躍の町とかですね、そういったところでも、そういった利用可能な家がどれだけあるかと言ったようなことを調べていくという上では、今後もそういう予算は必要になってくるわけですけども、そこら辺と絡めて今回は最初ですね、導入というところで、こういった形でバスに掛かるものが大変になってきてますけども、今後のそういうプログラムプロジェクト上はそういうしたところにも、引き続き例えば、28年度以降の新型交付金というのを活用できれば、そういったところのソフト事業をこの交通体系を整備することによって、そういったところにも少し広げていって、ソフト事業も進めていくというような組み立てになっています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それではですね、予算ですので、まず予算の出かたっていうのが、これは従来にない出かたっていうかですね、この補助金はすごく魅力的だと思うんですよ、10分の10ということで。ソフト面だけでなくハード面にも、KPIが繋がるならば活用できる。車両購入費にまさについてますよね。ですが、本来ならばある程度、いわゆる何ですかね、地域交通会議ですか等の予算をまず出して、そしてある程度の計画が具体的な計画が見えてきてから、車両購入をしたり、いわゆる路線が決まったとか、順序立てて予算はしていけないといけないと思うんですね。いきなりここ最後まで走らせられる状態までの予算を1回ポンと渡してしまって、さあじゃあ今からどこを走らせましょうかと考えるのかなど。果たしてこういうやり方はですね、私はちょっと今までどんな事業があったのか知りませんが、果たしていいのかなってちょっと疑問です。

それともう1点、ですので今後ですね、まず1つ聞きたいのはスケジュールですよ。をお聞きしたいと思います。私も議員になって、各市町村でコミュニティバスを走らせているところを何ヶ所か視察させていただきましたけれども、はっきり言ってどこも成功してない。行った先々で、後々負担になりますよっていうことを言われ続けてきました。先日行った永平寺でも、あそこは旧市町村が合併して、3町合併でそれぞれが3路線抱えていて、それを統合することもできずに、赤字を4,000万でしたかね。年間、5,000万近く毎年垂れ流し続けてきたっていうのを見てきて、果たして長与町でどれだけそれを財政負担をし、今後していけるのかな。当然この事業計画のようになればいいと思うんですよ。ただ、どうだろう、よくあるのはとりあえずここに計画に

も出てますけれども、いわゆるタクシー会社等の車両を活用した乗り合いタクシー。これを使って走らせて採算見込みが合わないとか、6ヵ月試行運転してやめるっていうのは可能なんですけども、1回購入をしてしまうと、果たしてやめるという引き戻しは、バックすることができなくなるんじゃないかな。

ですので、この2点ですね、実際にもう利用者が採算ベースというのがちょっとどの程度、想定されてるかわからないんですけども、黒字っていうのはまず無理だと思います。ですので、採算ベースに乗らなかった、ある程度日程に乗らなかった時の戻るとは可能なのかですね。補助金の関係も含めてこの2点をお伺いします。スケジュールと2つ目の件です。よろしくお願いします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

理解ができましたか。答弁をお願いします。

久保平課長。

#### ○企画課長（久保平敏弘君）

今回は大きな観点として、今回の予算はですね、コミュニティバス等の導入支援業務委託。コンサルへの業務委託が1つ。それと、その次に道路運送法による地域公共交通会議の開催。そして、その次に車両の購入、そのあとに運行補助と。時系列に並べればこういう形になります。今回は、これらの4つの観点が全て盛り込まれた予算を今回お願いしているというところでございます。予算が、幸いなことに交付金が採択されてですね、ラッキーだということで、バスまで買っちゃえというつもりは毛頭ございません。私どもが1番懸念してるのはやはり後年度負担のことで。ですので、先ほどから長崎市ともですねいろいろ相談をさせていただいているという中で、実際に長崎市からもいろんなアドバイスをいただいております。一端止めると止められないというようなこともお聞きしました。ですから、導入する場合は非常に慎重な検討が必要になってくるところです。そこで問題になりますのが、このコミュバス導入支援業務委託ですね。これは地元の具体的にはシンクながさきを想定してます。あそこは県下ですね、長崎市は違いますが、ほとんどのコミュニティバス乗り合いタクシーの導入に関与をしている、手がけていらっしゃるというところで、いろんな事例をご存知です。ですので、具体的にはですね、いろんなヒアリングだとか、アンケートは1回済んでますけれども、それ以外にヒアリングとかですね、いろんな調査をして、どれくらいやはり必要なのか、困窮度であったり優先度、そういったものを数値化して客観的な判断ができるようにするというのが1つです。そうでないと、うちも、うちもということで收拾がつかなくなりますのでね。それを踏まえて、利用需要予測、収支の予測ですね、を見込みまして、それで毎年の後年度負担額の規模というものを想定をして、それから判断をしていくということになろうかと思えます。ですので、予算を一応確保したにしてもひょっとしたらそのコミュバスの導入支援業務委託だけで終わるということもありうると思ってます。そこで一定行けると、このルートだったら大丈夫と考えたときにその次の段階ですね、



地域公共交通会議です。これはバス事業者等も含めまして、陸運支局も入りましてですね、協議をするわけですが、ここでも陸運支局等も色々な事例をご存知ですので、いろんな話なると思います。ですから、いきなりバスを買うことを前提として話を進めるというつもりは毛頭ございませんので、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

少し安心したんですけれどね。地域公共交通会議だけでも、よその市町村のを見てもかなりの期間はかかるとるんですよ。1年では終わらんかもしれんっていうのは、理解してるとこなんですけれども。となると。本会議場での説明の質疑の中でもちょっと触れられてたのかなと思うんですけれども、この補助金の扱いは越年が可能なのか、どこまで可能なのかっていうことですね。大丈夫みたいな感じでおっしゃってたんですか、そこのともう1回確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今回は27年度の補正でお願いしておりますが、28年度に繰り越して事業を実施いたします。それを29年度にさらに繰り越すということは、これはできません。ですので進捗によってはですね、当然その、国へ返すという形になってまいります。で、その場合ですね、例えば、結果的にいろんな検討したけれども、バスの投入に至らなかったという場合ですね、そしたらば、結局無駄骨だったんで金返せよっというようなことにはならないということは国は明確にそれは、おっしゃっております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

官民協働っていうのがここでちょっと謳われているんですけれども、1番が大事なものは、いわゆる、私はお金の確保っていうんですかね、出資ですよ。出資っていう形なのかどうか分からないですけど、運行費負担をいただくとか、この国の指導にもそういうふうに書いてますよね。これはもう具体的にここに会社名が出てきているんですが、イオンタウンとか徳洲会にはこういった話を当然、公共交通会議の中に入れていったりものなのか、今話を別の形で話を持っていったるものなのか。1つ気になる点が今の点が1点です。あと1つ気になるのが、ここの2つを上げると、真ん中に、ここに集客を持っていくっていう、なんか町長の説明とちょっと若干違うのかなって思うんですね。町長は、中央商店街に持っていくというふうにおっしゃってたんですが、イオンタウン

のところに、榎の鼻を結節点という言い方使ってましたかね。ですけれども、そのところどう考えていいのかということ、この2点お願いします。最後です。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

限られた1年の中で、どこまでそういう議論が進んでいくのかというところは、非常に微妙なところですよ。ここに書いております具体的にイオンタウンとか徳洲会病院と表現しておりますが、これも国の求めに応じて、具体的に表現をしたところですよ。先ほど部長が申し上げたとおりですね、あくまでもその予算としては、交付金とした単年度ですが事業としては複数年度想定した中での、これは、数年後のリアリティのある話としては数年後の話になっていくと思います。例えば、イオンタウンであったり徳洲会病院であったり、おっしゃるとおりその、シャトルバスでありませんで、途中で当然ですね、商店街であったりですね、公共施設であったりというところにもですね、当然停車をするということになりますので。ただここでは、あえてですね、中央商店街というばやっとしたのではなくて、申請書の表現の観点からですね、リアリティーがあるように具体的な名称で表現をしてるところですよ。ですので、当然中央商店街の事業者などにもですね、一定の負担が可能であれば求めていくということになってまいります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

少し補足をさせていただきますと、実際にイオンタウンとか徳洲会にこの話をしてるかと言いますと、イオンタウンの方とはですね、そういう何と申しますかね、バス共同運行みたいな形っていうのができないかっていうことについてはお話は1回したことがございますけども。これは本会議でも答弁をしましたけれども。まだ、ここでオープンしてどれほどの収益が上がるかというところも見えない中ではなかなかちょっと難しいというご回答ですが、全く考えないというご返事ではなかったですね。そういったイオンタウンに関しては、先日ちょっと新聞で見たんですけども、五島の始良市で最近オープンしましてですね、そこではやはりCSR企業ですね、そういった活動ということの一環として、イオンさんですのでカードがございまして、それをその始良市民カードみたいな形で発行して、それでお買い物をしていただくと、例えば1%とかの売り上げが、町の方に入ってくるというような形でのそういった協定と申しますか、取り組みをやっている部分もありますので、ただ単に出資ということではなくて、やはりこれはウィンウィンじゃないとなかなかやっただけじゃない話だと思いますから、こちらもお客さんを運ぶ。その中で一部ですね、共同でやっていけるようなことってというのは、今後考えていきたいと思っておりますけども。病院の方に関してはまだこういった話は全くしてお

りませんので、ただ先ほど課長が言いましたように、国の方も、ぼやっとした抽象的な話ではなかなか今回受け付けてくれないというのがありましたので、はっきり名称を出してくださいということでしたので、こういう形になってますが、病院の方も今滑石にございますが、こちらに移転した際には、そちらのお客さんを連れてきたいので、そういった公共交通という話はですね、回してほしいというような話というのは、バス事業者の方にもしたりといったようなことがありますので、その辺でも絡めないかなということは考えております。病院の方も滑石にございますが、こちらに移転した際には、そちらの客さんを連れて行きたいので、そういった公共交通という話はですね、回してほしいというような話ってというのは、長崎バス、バス事業者の方にもしたりといったようなことがありますので、その辺で絡めないかなということは考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この資料を見ると大体もうわかりますよね。だからこれだけの資料提供いただくと、中身は非常に理解をしやすい。よかったなというに思うんですが、ただ基本的なこと、お互い今ちょっと、安藤議員から何点かありましたけれども、要するに、まず1点は確認しておきたいというに思うんですが、私は3月の末頃に、これが内示か決定かが来るものだろうというふうに想定をしとったんですが、今、今日の今の時点で内示か決定か来ておるんですか。それをお尋ねまずしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

久保平課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今日の段階では一切そういったものはございません。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

我々が議会側から見ると、内容の検討がどこまでされておるのか、そういうこう、ちよつともう要らん心配かもしれませんがね、見切り発車をし過ぎとるんじゃないかという感を私自らしておるんですが、その点はどうなんでしょうね。後、2、3質問しますけど。

○委員長（喜々津英世委員）

松尾部長、

○企画振興部長（松尾義行君）

確かに、先ほど安藤議員の方からもありましたけども、本来であれば議案として上げるわけですので、もっと詳細な事業計画とかですね、そういったものがあってしかるべきかと思いますが、まず先に前年の先行型についても同じような形でしたけども、どう

しても今回のこの交付金に関しては期間が短いと、申請までの期間が1カ月程度でこういった計画を立てなければならないということで、非常に時間がないということで私どもとしてはきちんと計画を立てて段取りをとった上で、1年2年かけてやりたいというところはあるんですけども、ただもこの10分の10というのは、恐らく今回最後だろうと思っています。この後は28年度におきましてはもう10分の5になりますし、それもいつまであるかわからないといった中で今、前回25年度に、このバスについて、検討した際に、結局、何がネックになったかっていうと、もちろんランニングコストもですけども、当初のインシヤルコスト、車両を買うところで非常に多額のお金がかかるということで断念した経過がありましたので、今回、委員言われるように、計画がもうちょっと決まってからじゃないかっていうところは、私らも正直言って時間がある方がいいんですが、そこはやはり、この10分の10というのは非常に魅力的といえますかですね、これを活用しないと、これが最後かなというようなところもありましてですね、今回こういった形で、交付申請、採択なるかどうかはまだわかりませんが、そういったところでできれば、こういったものを使いたいと積極的に活用したいということで今回このような申請をさせていただいたところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

要するに期間がなかったというに思うんですよ。もう言われるとおりの、ところがこういう類のものは、このコミュニティーバスが出たのは昭和40年代の後半から出ておるんですよ。そこ存じておられますかね。ずーっとですね、長年、課題として今まで何十年も来たわけですよ。それが降って湧いたように、確かに今部長言われるように10分の10の、補助なり交付金なりはないですね。これはもう打って付けだろうというふう思うんですよ。それはもう十分わかりますけれども、それじゃですね、どれだけその執行側がこのコミュニティーバスの、長与のを考えたときにね、こういう考え方は合うのかな、これはどうなのかとか、あるいは他県を見てですね、どうあるべきかというね、執行者として、どれだけ学習を積み重ねて、そして、きちんとした考え方のもとにこれに取り組もうとしておるのか、私はいかがなものかなというふうに思うんですよ。1番心配するのが、松尾部長なんて素晴らしい人で、敬意を表しておるわけですけども、課長にしてもそうなんですよ、ところがですね、やっぱりお互いつ変わるかわからないわけです。そうなりますとね、内部の中で組織的に動いていく必要があると。これはですね、私は今は、企画だけのサイドではないのかなと。それではですね、これは持ちきらんだらうというふうに思います。例えば3月末に異動があったとします。これがね、先に進んだとしますとね、内部組織というのは僕はなっていないんじゃないかなと、確立はですね。だからそのあたりがどこまで進んでおるのかね、そのあたりお聞かせをいただきたいと思うんです。

### ○委員長（喜々津英世委員）

委員の皆さんにお願いしたいと思います。今の岩永委員の質疑で、最後にしたいと思います。これは、慎重審議を期したいと思いますので、継続審査ということで、本日は終わりたいと思います。今の答弁をお願いします。

久保平課長。

### ○企画課長（久保平敏弘君）

はい、本町におきましても、コミュニティーバスについては、これまで検討をしてまいりました。今回、10分の10という非常に有利な交付金が降って湧いて出たことで、急に、これを検討したということではなくて、以前から議会の一般質問の質疑の中でも地域公共交通会議については早急に立ち上げるという答弁も申し上げております。ですので仮に、この交付金がなかったにしても、少なくとも、新年度の当初予算においてですね、その部分を要求する、お願いするというつもりではおりました。そういう中で、まだ組織決定というような形はまだ随分先の話です。それは先程申し上げたコンサルの詳細な調査、それに基づいた慎重な検討が必要になりますが、ただ、本町は客観的なデータとして、バスについては全国平均のですね、約2.5倍から3倍、充実をしているというデータがございます。これは、国土交通省が最近作りました、地域公共交通アクセサビリティ調査というようなものですが、例えばそれは具体的にバス停からの平均の距離もしくは、ダイヤの運行間隔ですね、何分に1本、それであるとか、1平方キロの間にバス路線が何キロあるか、そういったものを総合的に指数化しているものがございますが、全国平均の2.5倍から3倍弱ぐらいの充実度でございます。ですので、ただそうは言っても長崎市ばかり向いている路線というのはこれは否めないというところがございます。ですから、町内での横の移動ということに関してはですね、以前ございました、バス事業者による町内循環線というものを今一度検討していただくと、当然、事業者としては、以前の例があるからとおっしゃるでしょうけれども、今後は地域と一体となって利用促進を図っていくということを強調しながらですね、まずはその路線バスによる地域公共交通の利便性の向上を図っていくと。それを補完するものとしてコミューバスであったり乗合タクシーを検討していくということになるかと思っております。その場合の、やはり、参考になるのが先程も申しましたけれども、長崎市が急傾斜地の狭い道路の住宅地から、商店街へ出してる乗合タクシーがございます。やはり、まずはそういった、形態になるのではないかなと考えておるところでございます。それと、部長なり私が変わった後に、企画課のスタッフが入れ替わった場合に、継続性が、ちゃんと保てるのかということでございますが、今回は内部の協議だけではなくて、コンサルを入れてきっちり計画書として、成果品をまとめるつもりでおりますので、その中で、当然、どれぐらいのコストまでだったら検討する、もしくはこれを満たさなければ断念すると。そういった、客観的な判断基準というのをその中に盛り込んでいくことになるというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあ簡単に。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今日は質疑をしないという考え方があったというふうに私は確認しとったんですけども、だからあまり、しなかったんですけども。ただ私は批判をしとるわけじゃないわけですね、心配をしておるといっただけです、おとりいただいてね、誤解のなきように、だけはですね、申し上げておきたいと以上です。委員長すみませんでした。

○委員長（喜々津英世委員）

補足があるならば。松尾部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

少し考え方というところで補足をさせていただきます。そもそもこのコミュニティーバスという話が、いつ頃からどんな形で始まってきたのかなというところで、先ほど岩永委員の方から40年代からということで、そんなに古くはちょっと、見たわけではないんですが、ここ10年のですね、議事録をちょっと、もう1回見返してみました。そうしたところ、言葉がいろいろ出てくるわけですね、交通弱者対策、買い物弱者対策、中心市街地の活性化策、それから中にはスクールバスというような話もありましたし、消費生活の利便性の向上のため、それから新図書館のアクセスのため、免許証返納者への対策、こうしたところで質問を受けて全てコミュニティーバスとか乗り合いタクシーということで答弁をしてきたという状況がございます。こうした状況で、すべてこういう目的を達成しようとする、もうありとあらゆるところに走らせなくちゃいけませんので、それは私どもとしてはもう無理な話だと思っておりますので、そこはもう、先ほどから課長が言うておりますように慎重にコンサルも入れたところで検討していきたい。こういう話、全ての話の根底にあるのは、高齢者対策かなというところで私は考えておりますので、それと意識結集調査等でも町内の循環、行き来がちょっとしにくいといった、この二つかなというふうにとらえてますので、こうした状況っていうのを考えながらですね、もう全く、バス停がないような、特に、考えとしては斜面地から下においてくるといったような、そういったところと、あと町内の循環というところ、この二つについてですね、先ほど課長も言いましたように、基本は路線バスですので、そこを補完するような形で導入をしていければなど、そういった考えで、今、構想を持つてるところでございます。以上です。先ほど申しましたように、いうこれ継続審査ということで記載で先ほどからそれぞれ説明がありましたように、

○委員長（喜々津英世委員）

バス事業だけではもうだめなんだと、国の補助はしないんだという、どんな町にしたのかと、そういったものをひっくるめてやらんとだめだということでありました。それと、もう一つは、説明会の案の中にも自立性というのがある。いつまでも補助金に頼った事業では駄目だと。こういうものに対して、もう少し今度は、次は、詳しく、この

いただいた資料ですね、読み込んで詳しくお尋ねをしたいと思っておりますので、これについては、16日に、考えております。ただ、全体の一般会計の予算の絡みでちょっと今、時間は何時からということはっきり言えませんが、後からこれについてはしていきたいと。よろしくお祈いします。補正予算第5号の本日の審査をこれで終わります。継続審査といたします。場内時計で、40分まで休憩をいたします。それでは、ちょっと変則になりましたけれども、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号、継続してこれから審査を行います。介護保険課所管分を行います。議案の説明を求めます。富永課長。

#### ○介護保険課長（富永正彦君）

それでは議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算第4号につきまして、同説明書より説明をいたします。歳入の方からご説明をいたします。

8ページ9ページをお開きください。11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金3節老人福祉費負担金の老人福祉施設入所者費用徴収金17万円、高齢者生活福祉センター利用者負担金148万8,000円でございます。老人福祉施設入所者費用徴収金につきましては、現在、措置入所されております、5名分の入所者負担金、高齢者福祉、センター利用者負担金はこのぞみの柱でございます、生活支援ハウスの入所者12名分の利用者負担金でございます。最終見込額を、それぞれ、152万8,100円、248万8,000円と見込みまして、既定予算との差額を補正計上したものでございます。

10、11ページをお開きください。中段14款の県支出金、1項県負担金1目民生費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金72万6,000円でございます。平成27年度分の保険基盤安定負担金の額が確定をしたことに伴いまして、県費負担金の額も確定をしたということでございまして、既定予算との差額でございます、72万6,000円を計上をいたしております。歳入は以上でございます。

次に歳出でございますが、26、27ページをお開きください。3款民生費3項老人福祉費、1目老人福祉総務費でございます。13節丸田荘施設管理保守委託料につきましては、丸田荘の施設整備の管理保守の委託料の入札減によるものでございまして、80万円を減額計上いたしております。20節扶助費の老人福祉施設措置費は、養護施設措置に係る費用負担について、県による年間見込額858万4,643円が示されましたので、既定予算との差額89万円を増額計上をいたしております。次に3目の後期高齢者医療費でございます。19節、後期高齢者医療療養給付費負担金につきましては、広域連合より今年度分の確定額、3億8,710万1,406円が示されましたので、既定予算との差額でございます、1,154万4,000円を、増額計上いたしております。28節、長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計に繰り出す、先ほど歳入でもご説明いたしましたが保険基盤安定負担金の額が確定いたしましたので、既定予算の差額96万8,000円を増額計上するものでございます。以上でございます。ご審議

のほどよろしく願いたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

ただ今、説明が終わりました。これから質疑を行います。まず、歳入の部、8ページ9ページ、11款1項1目民生費負担金の老人福祉費負担金、17万と148万8,000円の増額補正。ここで、ご質問ありませんか。なければ、10、11ページにいきます。14款1項1目1節社会福祉費負担金72万6,000円の増額補正。確定に伴う、補正ということであります。よろしいですか。次は歳出にいきます。歳出が3款3項が介護保険課所管であります。何かありませんか。よろしいですか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで、介護保険課所管を終わります。しばらく休憩します。それでは、本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

（閉会 16時48分）